

令和 7 年度
岡崎女子短期大学
自己点検・評価報告書

令和 8 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	25
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	35
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	44
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	56
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	69
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	77
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	77
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	79
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	81
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	84

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、岡崎女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 9 月 30 日

理事長

林 陽子

学長

春日 規克

ALO

丸山 笑里佳

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 13 年 4 月	嫩幼稚園設置
昭和 29 年 7 月	学校法人清光学園設立認可
昭和 37 年 9 月	早蕨幼稚園設置認可
昭和 49 年 3 月	岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園設置認可
昭和 49 年 4 月	嫩幼稚園を岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園と名称変更 早蕨幼稚園を岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園と名称変更
平成 24 年 11 月	岡崎女子大学子ども教育学部こども教育学科設置認可 (入学定員 100 名)
平成 25 年 4 月	岡崎女子大学開学 (子ども教育学部こども教育学科入学定員 100 名)
令和 4 年 4 月	幼保連携型認定こども園たかねこども園設置
令和 8 年 4 月	共学化に伴い岡崎女子大学子ども教育学部を岡崎大学教育学部と名称変更 岡崎大学教育学部子ども教育学科入学定員変更 (100 名→70 名)
令和 8 年 4 月	岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属嫩幼稚園に園名変更 岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属第一早蕨幼稚園に園名変更 岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園を岡崎大学・岡崎短期大学付属第二早蕨幼稚園に園名変更

<短期大学の沿革>

昭和 40 年 1 月	岡崎女子短期大学保育科設置認可
昭和 40 年 4 月	岡崎女子短期大学開学 (保育科入学定員 40 名)
昭和 42 年 4 月	岡崎女子短期大学保育科入学定員変更 (40 名→65 名)
昭和 44 年 2 月	岡崎女子短期大学保育科第三部設置認可 (入学定員 100 名)
昭和 44 年 2 月	岡崎女子短期大学保育科第一部入学定員変更 (65 名→150 名)
昭和 44 年 4 月	保育科を幼児教育学科と改称認可
昭和 49 年 1 月	岡崎女子短期大学初等教育学科設置認可 (入学定員 50 名)
昭和 52 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科入学定員変更 (第一部150名→200名、第三部100名→150名)
昭和 60 年 12 月	岡崎女子短期大学経営実務科設置認可 (入学定員 100 名)
昭和 61 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科開設 (入学定員 100 名)
平成 2 年 12 月	岡崎女子短期大学経営実務科臨時定員増認可 (100 名→150 名)
平成 3 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更 (100 名→150 名)

平成 11 年 4 月	専攻科幼児教育学専攻開設
平成 13 年 12 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科設置認可（入学定員 80 名）
平成 13 年 12 月	岡崎女子短期大学経営実務科臨時定員増認可（100 名→120 名）
平成 14 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更 （100 名→120 名、臨時定員 20 名を含む）
平成 14 年 4 月	岡崎女子短期大学初等教育学科学生募集停止
平成 14 年 4 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科開設（入学定員 80 名）
平成 15 年 3 月	岡崎女子短期大学初等教育学科廃止
平成 15 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第三部入学定員変更（150 名→75 名）
平成 17 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更（120 名→100 名）
平成 19 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更（200 名→240 名）
平成 21 年 4 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科入学定員変更（80 名→40 名）
平成 23 年 4 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科学生募集停止
平成 25 年 3 月	専攻科幼児教育学専攻廃止
平成 25 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更（240 名→160 名）
平成 25 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更（100 名→80 名）
平成 25 年 4 月	岡崎女子短期大学経営実務科を現代ビジネス学科と名称変更
平成 25 年 9 月	岡崎女子短期大学人間福祉学科廃止
平成 29 年 4 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科入学定員変更（80 名→70 名）
平成 31 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更（160 名→172 名） 岡崎女子短期大学幼児教育学科第三部入学定員変更（75 名→80 名） 岡崎女子短期大学現代ビジネス学科入学定員変更（70 名→50 名）
令和 4 年 4 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科学生募集停止
令和 5 年 3 月	岡崎女子短期大学現代ビジネス学科廃止
令和 7 年 4 月	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更（172 名→120 名）
令和 8 年 4 月	共学化に伴い岡崎女子短期大学を岡崎短期大学と名称変更

(2) 学校法人の概要

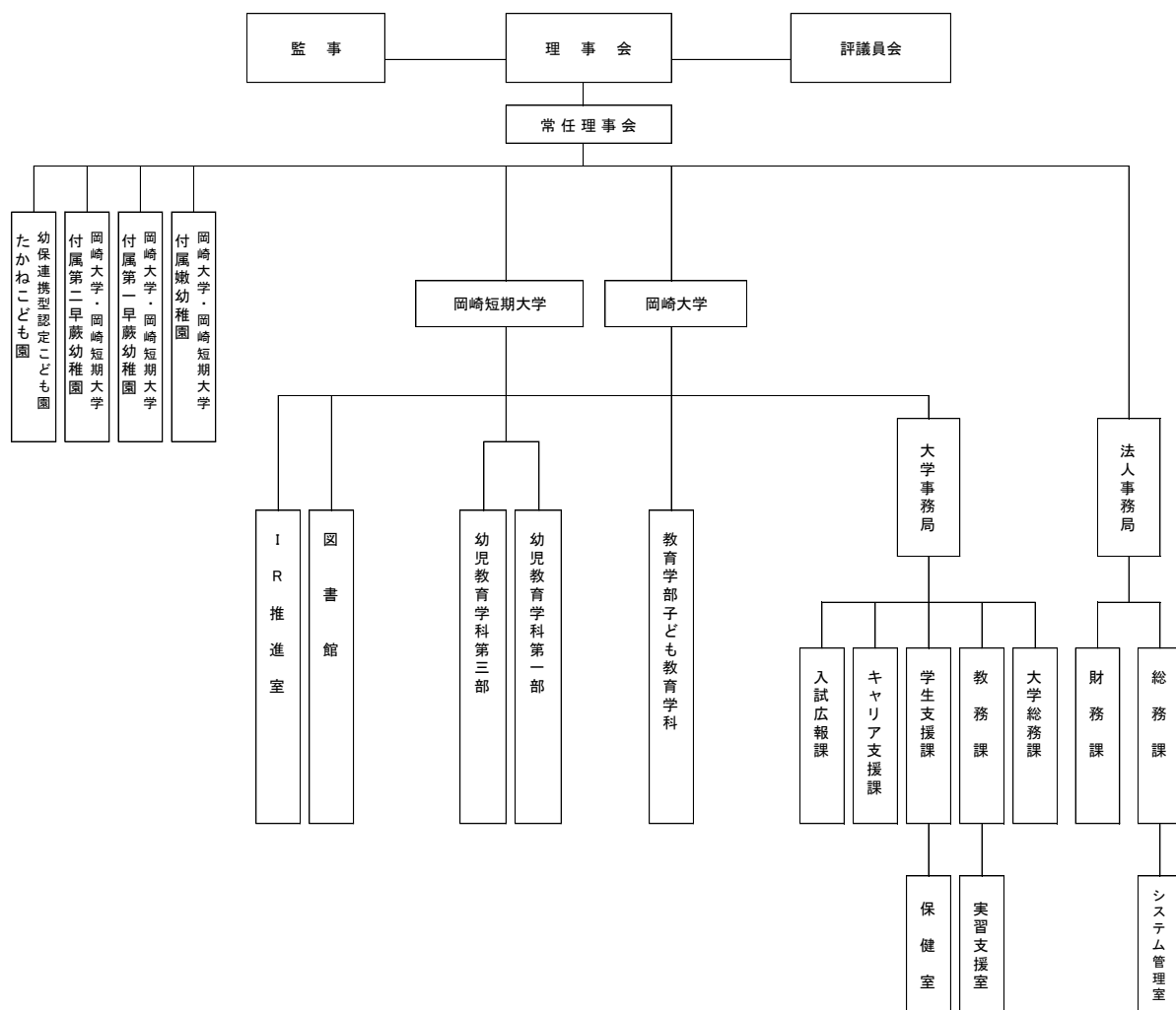
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岡崎大学	愛知県岡崎市中町 1 丁目 8 番地 4	70 名	370 名	227 名
岡崎短期大学	愛知県岡崎市中町 1 丁目 8 番地 4	200 名	480 名	312 名
岡崎大学・岡崎短期大学 附属嫩幼稚園	愛知県岡崎市魚町 1 丁目 8 番地	60 名	200 名	98 名
岡崎大学・岡崎短期大学 附属第一早蕨幼稚園	愛知県岡崎市欠町狐ヶ入 21 番地	81 名	273 名	285 名
岡崎大学・岡崎短期大学 附属第二早蕨幼稚園	愛知県岡崎市洞町八王子 10 番地 1	78 名	240 名	151 名
幼保連携型認定こども園 たかねこども園	愛知県豊田市和会町鳥手 167	一名	289 名	205 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

令和 8（2026）年度 学校法人清光学園



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
愛知県	西三河	172 名	62.3%	120 名	62.8%	93 名	60.4%	85 名	64.4%	68 名	57.1%
	東三河	79 名	28.6%	51 名	26.7%	52 名	33.8%	40 名	30.3%	43 名	36.1%
	名古屋・ 知多・尾張	19 名	6.9%	15 名	7.9%	5 名	3.2%	5 名	3.8%	6 名	5%
静岡県		4 名	1.4%	2 名	1%	2 名	1.3%	2 名	1.5%	0 名	0%
岐阜県		1 名	0.4%	1 名	0.5%	1 名	0.6%	0 名	0%	0 名	0%
三重県		0 名	0%	1 名	0.5%	0 名	0%	0 名	0%	0 名	0%
その他		1 名	0.4%	1 名	0.5%	1 名	0.6%	0 名	0%	2 名	1.7%
合計		276 名	—	191 名	—	154 名	—	132 名	—	119 名	—

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

昭和 61（1986）年に男女雇用機会均等法が試行され、それ以降から女性の就職率は上昇傾向が見られ、さらに仕事と家庭の両立に関する育児・介護休業法の公布（平成 3（1991）年）、男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正案が提出（平成 9（1997）年）された。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（令和 3（2021）年）や「女性版骨太の方針」（令和 4（2022）年）案が提出されるなど、女性としての能力を発揮できる社会の制度が構築されつつあり、社会に有能な女性を輩出していく女子大としての本学の役割は今後も拡大することが考えられる。また、一般家庭において共働きはスタンダードとなる中で保育施設や保育者の重要性はますます高まり、それに合わせて保育者養成校としての本学の役割も高まることが予測される。しかし、保育者に関しては、「責任の重さ・事故への不安」「保護者への対応」「仕事量の多さ」「待遇」の問題などにより離職率が高く、また保育者志向が低下して保育者不足に陥っている。本学の幼児教育学科卒業生の保育職就職率は約 97%（内、産休・育児休制度が整い、給与が安定する市町村公務員保育職は 3 割以上）と、これまでも多くの人材を保育業界に送り出し、地域の幼児教育を支えている。保育者不

足問題の改善のため、今後さらに保育に関する知識だけでなく、業務の処理能力や社会性にも優れる有能な保育者を養成し、社会に輩出することが本学幼児教育学科の使命と考える。

■ 地域社会の産業の状況

愛知県の中心産業は製造業である。令和5（2023）年の愛知県の製造品出荷額等は58兆218億円と全国の約15.5%を占め、47年連続日本一のものづくり県である。

地元の岡崎市は、戦前から繊維工業を中心として発展し、戦後、重化学工業へと変貌した。近年は、特に自動車関連産業が発展し、エレクトロニクス、メカトロニクス産業の最先端産業も進出するなど、バランスの取れた工業立地が進んでいる。しかし、国内企業が円高や生産コスト削減のため、海外依存率が増加するとともに、消費者ニーズの変化や市場の成熟化等が進み、国内の経済環境にも大きな影響が生じている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項毎に記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
余剰資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で経営収支が過去3年間、支出超過である。経営改善計画・中期計画に沿って、財政の健全化に向けての取組が望まれる。
(b) 対策
「令和2年7月版 岡崎女子短期大学自己点検・評価報告書 <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>（b）今回の自己点検・評価についての改善計画 4. 財的資源についての改善計画」に記載のとおり、事業活動収支の改善が第一の課題であり、その解決のためには人件費、経費の削減は元より学生の確保が必須である。 令和7（2025）年度の決算内容から算出される「損益分岐学生生徒数」は、大学が300人、短大が459人であり、実員と比較して、大学では102人、短大では139人が不足している。当面は損益分岐点となる人数以上の学生確保が目標であり、現在それに向けた入試改革、募集（広報）活動の見直しを行っている。 受験生の確保に向けては、令和5（2023）年度に令和6年度実施分からの入学検定料の値下げ、翌年度推薦入試におけるオープンキャンパス利用入試の創設、エントリー制度の導入等を決定した。さらに、令和8（2026）年度入学生からの入学金の値下げ、男女共学化及び校名変更を決定し、新たな志願者層の開拓にも努めている。令和7（2025）年度においては、経営を改善する取組みとして令和8（2026）年度入学生から幼児教育学科第三部の学納金を改定、値上げすることを決定している。 人件費に関しては、関係する諸要因（教職員数、平均年齢、給与体系、給与水準等）の分析により適正な内容への是正を行い、経費に関しては、無駄な支出の削減、費用対効果を考えた効率的な予算執行により財政の安定化に努めており、今後は委託契約の見直し、賞与支給率の変更等による更なる削減を検討する。
(c) 成果
前回の課題として挙げた学生数の確保については、令和元（2019）年度に大学で335人、短期大学で717人あった学生数が、令和6（2024）年度には大学が213人（122人減）、短期大学が386人（331人減）となり、全体としては令和元年（2019）年度比△453人と大幅に減少している。令和6（2024）年度には新たな入試制度を導入し改善を試みたが、令和7（2025）年度の学生数も大学が198人、短期大学が320人と効果は見られなかった。 令和8（2026）年から共学とし、幼児教育学科第一部では愛知県雇用セーフティネット対策訓練（委託訓練）生の受け入れを開始した。 令和8（2026）年度の学生数は、大学が227人、短期大学が312人となり、大学では改善が見られたが、短期大学（幼児教育学科第一部）については依然として厳しい状況

が続いている。

現在、入試募集委員会において学生確保に向けた募集方法や広告媒体の見直しを進めており、今後はSNSを利用した新たな募集（広報）活動の展開、入試広報チームによる高校訪問の拡充等、学生数の増加に向けた対策を実施する。

人件費に関しては、教職員の入れ替わりによる人数減、教員の基準コマ見直し（6 コマ→7 コマ）による非常勤教員数の減、更には、令和元（2019）年度に実施した通勤手当の改定などにより、学園全体の人件費比率は令和元（2019）年度 66.6%から令和 3（2021）年度 64.7%と改善されたが、その後の学生数減少に伴う収入減への対応が遅れたこともあり、令和 7（2025）年度の数値は 76.3%と以前にも増して悪い数値となっている。令和 6（2023）年 2 月には、理事会において役員報酬の額を現行の 2 分の 1 とする役員等報酬支給規程の改正を決議し、同年 3 月支給分より適用しているが、今後は教職員全体を対象とした人件費の見直し等さらなる対応が必要となる。

その他の経費に関しては、様々な削減策を施した結果、学園全体の教育管理経費は、令和元（2019）年度の 595,288 千円から令和 5（2023）年度 415,980 千円（△179,308 千円）と一度は大幅に減少したが、令和 7（2025）年度には 565,852 千円となり、改善は思うように進んでいない。学生数の減少により収入金額も大きく減少しているため、教育管理経費については適正な配分基準を意識しながら削減に努めていく必要がある。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

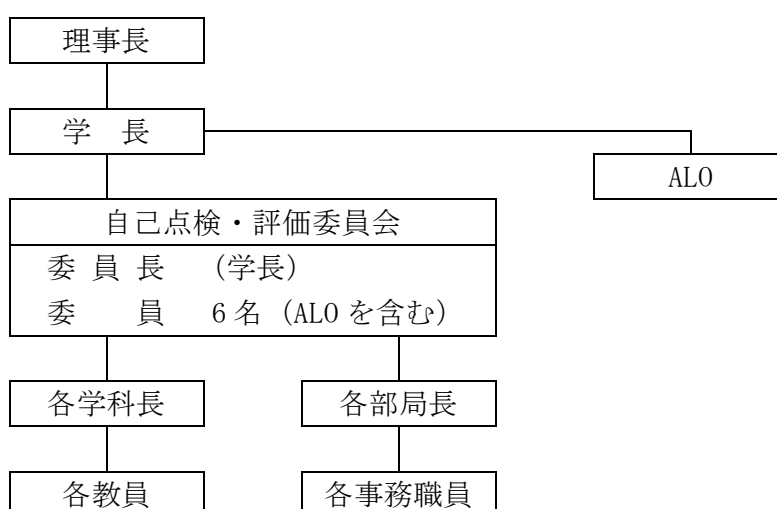
本学では、平成 25（2013）年 4 月より文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の管理・監査体制」を定め、学長を最高管理責任者とした公的研究費の適正使用のための責任体制を明確化している。また、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費不正防止計画」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査要項」等を定め、適正に管理・運営している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当者 (令和7年度)	構成員
春日規克	学長（委員長）
丸山笑里佳	ALO・准教授
野田美樹	学長補佐・短大教学部長・教授
平尾憲嗣	幼児教育学科第一部学科長・教授
滝沢ほだか	幼児教育学科第三部学科長・教授
片岡寿和	大学事務局長
柴田昌幸	教務課次長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和2（2020）年度の認証評価で指摘された課題や改善点を基に、自己点検・評価委員会で審議検討を重ねながら、自己点検・評価に対する全教職員の意識の共有に努めてきた。この間、同委員会・ALOが中心となり、各学科、各委員会、及び各事務局担当部署等へそれぞれに関する自己点検・評価を依頼して毎年度定期的の実施している。また、その成果を基に毎年度「自己点検・評価報告書」を刊行し、課題部分を抽出して教授会で共有した後、学科や委員会等で課題をふまえた改善を行うよう依頼した。日常の教育研究や管理運営の中で各部署において改善すべき点は自ら改善していくように努力している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

年月日	会議名等	主な議事等
令和7年 4月21日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第1回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 4月24日	第1回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認 ・令和6年度短期大学認証評価の振り返り（一般財団法人大学・短期大学基準協会の資料をもとに） ・今後のスケジュール確認
令和7年 5月19日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第2回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 5月22日	第2回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和7年 6月23日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第3回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 6月26日	第3回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和7年 7月17日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第4回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 7月24日	第4回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和7年 8月 6日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第5回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 8月19日	第5回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認 ・今後のスケジュール確認
令和7年 9月17日	岡崎女子短期大学第7回教授会	・令和6年度評価報告書の作成及び公表時期の報告
令和7年 9月22日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第6回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和7年 9月25日	第6回自己点検・評価委員会	・評価報告書最終確認 ・令和6年度評価報告書に記載した課題への対応についての協議 ・大学自己点検・評価委員会との合同会議開催について ・今後のスケジュール確認
令和7年10月16日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第7回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ

年月日	会議名等	主な議事等
令和7年10月24日	第7回自己点検・評価委員会	・令和7年度評価報告書の執筆担当者及び執筆依頼スケジュールの確認 ・内部質保証ルーブリックを基にした本学の現状と課題についての協議 ・今後のスケジュール確認
令和7年11月19日	岡崎女子短期大学第9回教授会	・令和7年度評価報告書の執筆依頼
令和7年11月21日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第8回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ
令和7年11月27日	第8回自己点検・評価委員会	・内部質保証ルーブリックを基にした本学の現状と課題についての協議 ・今後のスケジュール確認
令和8年 2月10日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第9回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ（1回目）
令和8年 3月19日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第9回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ（2回目）
令和8年 3月26日	第9回自己点検・評価委員会	・履修カルテの修正について（進捗報告） ・評価報告書原稿確認 ・令和2年度短期大学認証評価に関わる評価結果について ・令和7年度自己点検・評価報告書の編集方針について ・今後のスケジュール確認
令和8年 4月24日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第1回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ
令和8年 4月30日	第1回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認 ・令和7年度短期大学認証評価の振り返り（一般財団法人大学・短期大学基準協会の資料をもとに） ・今後のスケジュール確認
令和8年 5月22日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第2回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ
令和8年 5月28日	第2回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認 ・自己点検・評価に資する分析依頼について ・今後のスケジュール確認
令和8年 6月19日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第3回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ

年月日	会議名等	主な議事等
令和8年 6月25日	第3回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和8年 7月17日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第4回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和8年 7月23日	第4回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和8年 8月 7日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第5回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和8年 8月20日	第5回自己点検・評価委員会	・評価報告書原稿確認
令和8年 9月16日	岡崎短期大学第7回教授会	令和7年度評価報告書の作成 及び公表時期の報告
令和8年 9月11日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第6回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和8年 9月18日	AL0・大学事務局長打ち合わせ会	第6回自己点検・評価委員会 事前打ち合わせ
令和8年 9月24日	第6回自己点検・評価委員会	・評価報告書最終確認 ・令和7年度評価報告書に記載した課題への対応についての協議 ・今後のスケジュール確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

岡崎女子短期大学創設者である本多由三郎先生は、大正 13（1924）年、岡崎市一乗寺に嫩幼稚園の前身である仮園舎を整備、幼児教育に着手し、昭和 40（1965）年に保育者養成教育と女子教育への情熱を原動力に、岡崎女子短期大学を開学した。本多由三郎先生が教示された教育理念「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身ともに、健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする。」は岡崎女子短期大学の建学の精神として受け継がれ、学内外に広く周知されてきた。

この建学の精神を構成する普遍的な教育理念と目的は、教育基本法第一条に定められている教育の目的や、私立学校法第一条に定められている私立学校の目的と合致し、また女性の活躍と社会における貢献を願う意味でも広く公共性を有している。

60 年にわたって継承されてきた建学の精神であるが、日常的に口にすることや印刷物に著すことが容易ではないとの理由により、平成 29（2017）年度より、学生、教職員にとってより身近で簡潔に言い表すことが出来るものになるよう、建学の精神を精査することとした。大学・短期大学運営会議、学長室会議、教職員連絡会議、学科会議など様々な会議体での活発な議論を踏まえ、令和元（2019）年 12 月 19 日の理事会の議を経て、建学の精神である「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身ともに、健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする。」から「自由と創造 自律と貢献」を建学の精神の真髄として抽出することとなった。学内外に向けて、建学の精神、短期大学全学の教育目的と三つの方針、幼児教育学科第一部及び第三部の三つの方針を併せて本学 Web サイトに掲載し、表明している。受験生や保証人をはじめ、高等学校の教職員にも理解が得られるよう、大学案内に明記して周知に努めている。

本学においては、本多由三郎先生の偉業を偲ぶ「清光忌」を毎年 7 月に執り行い、建学の精神を再確認し、理解を深める機会としてきた。学生に対しては、「履修要項」の冒頭に記載すること、入学式や卒業式の式辞において建学の精神を説くこと等の取組みを通じて、建学の精神が学びの根幹であることの意識付けを図っている。例年 3 月には、専任教員及び非常勤教員を対象に開催される「講師懇談会」において、建学の精神、教育目的並びに三つの方針について説明し、建学の精神に沿った教育活動の展開の推進を図っており、令和 7（2025）年度は 3 月 6 日に開催した。

建学の精神は、学内掲示や入学式の式次第に掲載する等により、より身近なものとしてその意図を共有し、本学の歴史や伝統に誇りが持てるよう、機会ある毎に確認を行っている。令和 8 年度からの共学化に向けて、建学の精神について検討が行われた。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神について、学生においては学びや学生生活のバックボーンとなるように、また教職員においては教育と学生指導の根幹となるように、継続的な確認を行うことが求められる。アカデミックリテラシー等の授業内においても、学生に説明を行っていく。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学では短期大学の建学の精神に基づき「岡崎女子短期大学学則第 1 章第 1 条」に以下の通り教育目的を定めている。「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、一般教育と併せて深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養い、社会に寄与することができる教養豊かな女性の育成を目的とする」。これを受けて、幼児教育学科第一部及び第三部では「豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代の幼児教育・保育ニーズに対応できる、優れた実践力を持つ保育者の育成」を目指すことを教育目標として定めている。

学科の教育目標について、入学者に対して「履修要項」を配布し、新入生オリエンテーションで学生に周知している。加えて、令和 7（2025）年度より、学生が履修カルテを記入するセメスター毎に、学科の教育目標を確認した上でディプロマ・ポリシー（以下、DP）の達成状況を振り返る仕組みを整備している。これにより、教育目標の継続的な周知と内在化を図っている。また、オープンキャンパス、入試説明会等の参加者に対しては、学科が養成する人材像を含め、教育目標について、視聴覚メディア（スライド）や配付資料を用いて説明している。学外への周知については本学 Web サイトに掲載し、公表している。また、令和 7（2025）年度後期から、「学修の記録（履修カルテ）」の自己評価ページに、建学の精神、教育目的及び養成する人材像に基づく幼児教育学科の教育目標を掲載している。学生がその内容を確認した上でチェックし、自己評価を行う仕組みを導入することにより、教育目標についての学生の理解を促すとともに、学生自身が教育目標に照らして学習成果を振り返ることのできる環境を整備した。

学科の教育目標の達成状況を把握し、評価するために、平成 30（2018）年度に定められたアセスメント・ポリシーに則り、学生の学習成果の可視化による教育効果の向上に努めている。幼児教育学科第一部及び第三部における教育目標については卒業認定・学位授与の方針（以下、DP）の達成状況により把握し、学科会及び議において共有され、評価できる体制が整えられている。卒業学生の学習成果についても、卒業後の 4 月の学科会議にてアセスメントの結果が共有され、確認がなされると同時に現有学生への指導の参考としている。

教育目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか点検するため、卒業生に対して、卒業生アンケートとホームカミングイベントにて意見聴取を行っている。令和 7（2025）年度は、10 月開催した学園祭（丘咲祭）と併せて「お帰りなさい岡短へ」が開催された。また、高校教員を対象とした大学説明会において本学の教育目的、学科の教育目標を説明した上でアンケートを実施し、高校教員からの意見聴取を行った。さらに、高大連携校に対しても意見聴取を行い、地域・社会の要請把握に努めている。加えて、保育・教育実習先との「実習懇談会」（保育所は 8 月、幼稚園は 12 月/年 2 回開催）においては、園の要望等について情報の収集を行った。さらに、キャリア・マネジメントの観点から、キャリア支援課職員は市役所等の保育担当者や企業人事担当者との定期的な意見・情報交換を行っている。これらの機会に得られた地域社会のニーズを基に、本学における人材養成の妥当性に

ついて、幼児教育学科の学科会議で検討され、指導内容・方法の改善と共有が図られた。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学では、「基準 I-A-1」で示した建学の精神に基づき、「短期大学が養成する人材像」として、主体的で実践的な学びを通して自己を成長させるとともに、豊かな人間性と確かな専門的知識・技能を身に付け、実社会・地域社会に貢献できる、心身ともに健全な女性の育成を目指している。この人材像に基づき、本学は学習成果として DP に「人間力」「専門力」「地域貢献力」を掲げている。

また、本学は、幼児教育学科第一部と幼児教育学科第三部からなり、学科の学習成果は、学科の教育目的・目標、DP に基づき定められている。

幼児教育学科では、学習成果を学科会議で定期的に確認するとともに、学内外に向けて多様な方法で表明している。学生は DP の達成度について、「学修の記録（履修カルテ）」を用いて自己評価による振り返りをセメスター毎に行っている。令和 7（2025）年度より、卒業生を対象として「ディプロマ・サプリメント」を発行し、単位取得状況、DP の達成状況、取得資格、正課外活動の成果等を記録・証明している。また、これらの記載項目については、学科の学習成果として平均値の算出や取得資格数の集計等を行い、学内外へ公表することで、本学の学習成果を可視化する仕組みとして機能している。本学における学びの集大成としては、地域の親子を対象とした行事である幼児教育祭を開催しており、学生の成果発表の場として、子どもや親子向けの企画を準備・実施している。令和 7（2025）年度は、2 月 7 日と 8 日の 2 日間に、約 2,000 名の親子が来場した。また、卒業時の幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得数については、本学 Web サイトを通じて外部に公表し、「大学案内」にはその免許状や資格を生かして就職した人数を公表している。学外に対する学習成果の発表として、卒業学年を対象とした「子どもの研究」での内容が、令和 7（2025）年 12 月 13 日に開催された「第 25 回学生フォーラム（岡崎大学懇話会学生部会主催）」にて発表された。本学幼児教育学科では、専門性や実践力を磨くため、「心理・発達コース」「遊び・実践コース」「表現・実技コース」の 3 コースを設けている。発表では、そのうち、「遊び・実践コース」の取組について、『子どもの研究』における地域貢献—子どもや親とのかかわりを通じた実践的な学び—を研究テーマとして報告を行った。

学校教育法第 108 条において短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」と規定されている。教育目的・目標の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、IR 推進室、及び FD 委員会が中心となり、間接評価として、学生による授業アンケート（FD 委員会）、授業参観（FD 委員会）、学生満足度調査（学生委員会）、直接評価として、学修の記録、全国学生調査（IR 推進室）、統一テスト（学生委員会）を行い、教育内容・方法、及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックを実施している。学修状況アンケートは 11 月～12 月にかけて実施し、翌年度 4 月の学科会議にて、集計結果を分析し報告、及び共有を行っている。併せて、学科会議では、GPA、卒業率、就職率、資格取得率等の量的データ、「学修の記

録（履修カルテ）」における学生の記述、卒業生への聞き取り調査等の質的データを用いて、学習成果が短期大学の規定に基づき適切に設定、達成されているかを点検している。学習成果の点検、質保証のサイクルの明確化を図るため、これらの学習成果は、平成 30（2018）年度に定められたアセスメント・ポリシーを運用し確認されている。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学の建学の精神、短期大学の教育目的・目標、短期大学が養成する人材像を踏まえて策定された全学の DP のもと、幼児教育学科第一部及び第三部の DP が定められている。また、本学における全学の教育課程編成・実施の方針（以下、CP）、入学者受入れの方針（以下、AP）は、DP を達成するために求められる内容として検討・策定されている。これらの三つの方針は相互に関連づけて制定され、本学の規程に明記されている。三つの方針は、履修要項、本学 Web サイトで学内外に公表され、AP については「入学試験要項」に明記されている。学生に対しては、入学後に実施される新入生オリエンテーションを通じて、三つの方針についての説明を行い、理解を深められるよう努めている。

本学では、卒業認定及び学位授与の方針を学習成果に対応させ、卒業要件及び資格取得の要件を明確に示している。「卒業の要件」については、学則第 29 条（卒業の要件）に、「学位の授与」については、「岡崎女子短期大学学位規程」第 3 条（学位授与の要件）に示されている。本学は教育目的を、「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、一般教育と併せて深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を養い、社会に寄与することができる教養豊かな女性の育成を目的とする。」と定め、養成する人材像を「主体的で実践的な学びを通じて自己を成長させるとともに、豊かな人間性と確かな専門的知識・技能を身につけ、実社会・地域社会に貢献できる、心身ともに健全な女性の育成をめざす。」と定めている。DP は、人間力、専門力、地域貢献力の 3 つを大きな柱とし、学力の 3 要素である知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性を基に定められている。DP と CP の体系性、整合性を示したカリキュラム・マップと、学習成果に対応した成績評価の基準、資格取得の要件については「履修要項」に示されている。DP では、本学の教育課程における単位認定基準によって、認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、人間力、専門力、地域貢献力の三つの能力を身に付けたと判断した学生に対して、短期大学士の学位を授与するとしている。本学における全学 DP は以下の通りである。

DP I：（人間力）

自由と創造の精神に基づき、人として健全でより豊かな成長を目指す力を獲得している。

1. 伝統の学びに加え、現代社会で求められる基本となる教養とコミュニケーション能力を獲得している。
2. 課題を発見し対応する力と主体的に学び続ける態度を獲得している。

DPⅡ：（専門力）

実践の場で活かせる専門分野の基本的な知識・技能や職業倫理を獲得している。

1. 専門分野の知識・技能を身に付け、それを実践の場で活かせる力を獲得している。
2. 職業人としての責任感・使命感・倫理観を獲得している。

DPⅢ：（地域貢献力）

地域社会の発展に貢献するための自己の役割・責任を認識している。

1. 地域社会のニーズを把握し、自己の役割・責任を認識できる力を獲得している。
2. 社会の中で自己の能力を発揮し、地域社会に貢献できる力を獲得している。

これを踏まえ、幼児教育学科の DP を以下のとおり示している。

DPⅠ：（人間力）

1. 社会で通用する教養と、自ら考え学び続ける態度を獲得している。
2. 保育者として他者への共感力と、学びで得た豊かな表現力、コミュニケーション力を獲得している。

DPⅡ：（専門力）

1. 保育の専門的知識・技能を獲得し、子どもの「願い」や「夢中」を引き出す感性や表現力を獲得している。
2. 保育者としての社会的使命、責任を理解している。

DPⅢ：（地域貢献力）

現代社会の保育ニーズの把握に努め、自身の持ちうる能力を発揮することで、多様な環境に対応できる力を獲得している。

以上を踏まえ、幼児教育学科第一部及び第三部では、DP に対応する CP に基づいて授業科目を編成し、その概要を「履修要項」、シラバスで示している。上記の能力を身に付けるとともに所定の単位を修得した学生は、卒業が認定され短期大学士（幼児教育）の学位が授与される。

学校教育法第 104 条 5 のとおり、本学を卒業すると短期大学士の学位が授与され、その学位は海外において准学士に相当することから、本学の DP は国際的に通用性がある。また、幼児教育学科を卒業し、「幼児教育」の学位を取得した者が、近隣の市町村の公立園、私立園で保育者として職務に就き、活躍していることから、本学の DP は社会的にも通用性があるといえる。

卒業認定・学位授与の方針を点検するために、DP の社会的通用性の確保や、DP に対応する新たな教育課程に沿った授業科目の見直し等を行っている。具体的には、ステークホルダーからの意見聴取等を参考に、社会の動向に注視しつつ学科が中心となり定期的に点検を行っている。

本学における全学の教育課程編成方針（CPⅠ～CPⅡ）、教育課程実施方針（CPⅢ～CPⅤ）は、全学的な DP を踏まえ、以下の通り示されている。

CPⅠ：教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CPⅡ：基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へという順序性をもつ教育課程を編成する。

CPⅢ：専門の知識・技能の修得に留まらず、自ら課題を発見し進んで実践力・応用力を高める姿勢を育てる。

CPⅣ：各学年において学修の記録を作成するなど、学びの到達度を自己点検しうる教育を実施する。

CPⅤ：学修成果を地域に発表・提供する等、地域とのつながりを視野に入れた教育を実施する。

これらを基に、幼児教育学科第一部及び第三部の CP は、学科の DP、及び全学の CP に対応させ、優れた実践力を持つ保育者を育成することを目指し編成されている。教育課程編成方針（CPⅠ～CPⅡ）、教育課程実施方針（CPⅢ～Ⅴ）は、以下の通り示されている。

CPⅠ：（教養科目の編成方針）

教養科目に関しては、社会・地域とのつながりを理解し、保育者として必要な豊かで柔軟な人間性を育むという方針のもと、初年次教育と教養教育の観点から、大学における学びの基礎、言語表現力、情報リテラシー、健康・体力に関する科目を配した教育課程を編成する。

CPⅡ：（専門科目の編成方針）

専門科目に関しては、現代の保育・教育ニーズに対応できる優れた専門職業人（保育者）を育成するために、教育・保育についての理解と子どもについての理解、保育に関する基礎知識と技能や保育実践を有機的に関連させた教育課程を編成する。

CPⅢ：教育・保育の目的を理解し、保育の対象である子どもやその保護者について理解できる保育者を養成する。

CPⅣ：上記の目的を達成できるように、具体的な教育・保育の内容や実践的な方法を理解し、修得を目指す。

CPⅤ：知識・技能の修得に留まらず、自ら課題を発見し、学んだことを基に研究を重ねることを通して、進んで保育実践力を高めていく姿勢と能力を育てる。

幼児教育学科第一部及び第三部で令和 5（2023）年度入学生から運用されている教育課程は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、准学校心理士資格、ピアヘルパー受験資格、本学が定める学内資格の取得を前提に、「教養科目」と「専門科目」から構成されており、幼児教育学科第一部では、教養科目 10 科目 13 単位、専門科目 58 科目 80 単位を、幼児教育学科第三部では、教養科目 10 科目 13 単位、専門科目 58 科目 80 単位を設置している。

幼児教育学科第一部及び第三部の CP は、ステークホルダーの意見等も踏まえ、年度毎に学科会議にて点検・確認がなされている。幼児教育学科第一部及び第三部では、令和 2（2020）年度に、教育体系及び教育目標を時代背景に合うよう改定を図っている。特に学生の興味を深め、専門性や実践力を磨くために、卒業学年に「心理・発達」「遊び・実践」「表現・実技」の 3 コースを設け、幼児教育学科第一部ではコース制を取り入れたカリキュラムを令和

3（2021）年度入学生から適用している。さらに教育課程の見直しを経て、令和4（2022）年度入学生から、幼児教育学科第三部でもコース制によるカリキュラムの運用を開始し、令和6（2024）年度にカリキュラムの完成年度を迎えた。

本学のAPは、建学の精神、学力の3要素、教育目的に合致するように全学APが定められている。建学の精神に基づき、「短期大学が養成する人材像」として、豊かな人間性と専門的知識・技能を身につけ、実社会・地域社会に貢献できる、心身ともに健全な女性の育成を掲げている。これを踏まえ、短期大学全学の教育目標及び学科毎の教育目的を定め、それらに基づきDPを定めている。APは、DPに示した学習成果の達成に必要な資質・能力を有する学生を受け入れる方針として設定しており、DPと同じく、「人間力」「専門力」「地域貢献力」の観点から定めている。

全学AP

本学への入学者に以下の力や資質を求める。

APⅠ：人間力

1. 現代社会で求められる基本となる教養とコミュニケーション能力の基盤を持っている。
2. 課題を発見し対応する力と主体的に学び続ける姿勢や意欲を持っている。

APⅡ：専門力

1. 専門分野の知識・技能・態度の獲得に必要な基礎力を持っている。
2. 職業人に求められる責任感・使命感・倫理観を理解し、受容する姿勢を持っている。

APⅢ：地域貢献力

1. 地域社会のニーズを把握し、自己の役割・責任を果たすことへの意欲を持っている。
2. 地域社会の出来事に関心を持ち、貢献する意欲・姿勢がある。

表：全学における「短大で獲得する力」「学力の3要素」と全学APの関係

全学AP	APⅠ	APⅡ	APⅢ
短大で獲得する力	人間力	専門力	地域貢献力
学力の3要素			
①知識・技能	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	○	○
③主体性・多様性・協働性	◎	○	○

幼児教育学科第一部、幼児教育学科第三部のAP

幼児教育学科第一部、及び第三部への入学者に以下の力や資質を求める。

APⅠ：人間力

- ・子どもを大切に思い、子どもの成長を支えていくために、自ら学び続ける姿勢をもっている人。

APⅡ：専門力

- ・保育者に必要とされる知識・技能・態度を身に付けるための、基礎的な力をもって

いる人。

APⅢ：地域貢献力

- ・社会の諸問題に関心を持ち、自らの問題として捉え、貢献する意欲をもっている人。

表：幼児教育学科第一部、幼児教育学科第三部における「学科で獲得する力」「学力の3要素」と学科APの関係

幼児教育学科第一部、第三部 AP	AP I	AP II	AP III
学科で獲得する力 学力の3要素	人間力	専門力	地域貢献力
①知識・技能	○	◎	○
②思考力・判断力・表現力	◎	○	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎

APは、項目毎に学力の3要素との関係が明示されており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す内容となっている。

高等学校等関係者の意見を聴取するため、高校教員を対象とした大学説明会において、本学の教育目的・目標及び入学者受入れの方針について説明し、アンケートを実施して高校教員から意見聴取を行った。また、高大連携校に対してもアンケート形式で意見を聴取している。その他、入試広報課が中心となって実施している高校訪問や校内ガイダンスにおいて、連携校以外の高校からの聴取も行っている。APの点検は、上記で聴取した意見や高大接続の観点を取り入れて定期的に行っており、高校生がより理解しやすいものとなるように令和6（2024）年度入学者から新たなAPが適用されている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

新たなAPが令和6（2024）年度入学生から適用されたことから、様々な観点から新たなAPの妥当性について、今後も定期的に点検を行っていく。

学科毎の教育目標とDPに基づいて定められている学習成果について、学生の理解をさらに深めることが課題である。これまでも新入生オリエンテーション等、入学当初において明確に教育目標の周知を行ってきたが、入学後もセメスター毎に行われるクラスミーティング等を利用して学習成果への意識づけを深め、「学修の記録（履修カルテ）」の意義と重要性を学生に伝え、大学での学びへと繋げていきたい。また、令和6（2024）年度より「学修の記録（履修カルテ）」を常に参照しながら学生自身が自らの学習成果を確認できるよう記述・保管方法を変更した。これまでは紙面にて記述し、教務課にてカルテが保存されていたが、Web上で入力して常時閲覧できるシステムの運用を開始した。また、令和7（2025）年度より、セメスター毎に、学科の教育目的・目標を確認した上でDPの達成状況を振り返る仕組みを整備した。令和7（2025）年度より、卒業生を対象として「ディプロマ・サプリメント」を発行しており、内容や運用方法、公表の方法等について、引き続き検討を行っていく。さらに、令和8（2026）年度からは、全ての学年において、Web上での履修カルテを活用することから、運用状況について引き続き検討を行っていく必要がある。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞
特になし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は優れた教育者、保育者の輩出とともに、現職の教育者、保育者及び児童福祉に関わる職員の指導能力向上にも努めている。これまでに培った地域協働活動とリカレント教育を中心として、学生・教職員が共に社会に貢献する高い意識を持ち、取組みを行っている。学内では主に、地域協働活動は学生支援課が、リカレント教育はリカレント教育推進室が中心となり、教育・保育に関わる指導・支援、受け入れ態勢や講習会内容の構成企画など、社会貢献の取組みについて検討を重ね、方向性を示している。市町村や地域の小学校、幼稚園、保育所、こども園等から研修の依頼があるものについては、本学の教員を派遣している。

本学では建学の精神に則り、教育資源を広く地域・社会に還元するよう努めており、公開講座、生涯学習事業、リカレント教育等に継続的に取り組んでいる。令和 7(2025)年度は、「岡崎市スパイラル UP 研修」「西尾市スパイラル UP 研修」「連携市特別企画」について企画と実践を行った。「西尾市スパイラル UP 研修 2025」は、本学のリカレント教育推進室と西尾市で実施計画を立案し、令和 7(2025)年度は本学内で研修を実施した。研修後の受講者アンケートでは、満足度が非常に高かったが、西尾市役所の要望を踏まえ、令和 8(2026)年度は一部講座を改め実施する方針となった。また、令和 4(2022)年度から教育者・保育者の資質向上や地域・社会への貢献を目的とした「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スパイラル UP 研修・ステップ UP 研修」をリカレント教育推進室が取りまとめ、本学教員が担当できる研修リストを毎年作成し、大学 Web サイトに公表している。令和 7(2025)年度は、愛知県内の 3 市と 7 園(公立園 5 園、私立園 3 園)から依頼があり、のべ約 410 人が研修を受けた。さらに、本学には、4 つのエリア(hyggeLab、hygge あそびの箱、hygge ともそだち広場、hygge おはなしの森)で構成される「子ども好適空間研究所」が開設されている。令和 7(2025)年度は、学園内(親子教室や付属幼稚園)だけではなく、個人や学外の子育て支援団体等に対しても施設利用や貸出を積極的に推進した。特に自由開放日には、4 月から 1 月末までに 340 人の親子が利用し、さらに、支援を必要とする親子の居場所づくりである「にこにこデー」では、岡崎市子ども発達相談センターと連携し、4 月から 1 月末までに 80 人の親子が利用した。この「子ども好適空間研究所」は、文部科学省「平成 29 年度私立大学研究ブランディング事業」に採択された「子ども好適空間研究拠点整備事業」が、令和元(2019)年度をもって一区切りとなり、令和 3(2021)年度から、「子ども好適空間研究所」が事業を継承し開設したものである。

表：令和 7(2025)年度に実施した公開講座・研修、リカレント教育等一覧

研修名	講座数	日程	受講者数
岡崎市スパイラル UP 研修(2025)	全 3 講座	7 月・12 月	41 人
西尾市スパイラル UP 研修(2025)	全 4 講座	6 月・9 月・12 月	52 人

本学は、5つの市町村及び、1団体との協定を結んでいる。詳細は下記の表の通りである。
また、令和7（2025）年度は、岡崎大学懇話会主催による学生フォーラムが本学にて12月13日に開催され、学生の研究発表、展示が行なわれた。

表：令和7（2025）年度 地方自治体及び団体との協定一覧

協定相手	協定名	締結日
岡崎市	社会福祉、生涯学習、まちづくり等の分野において連携協力に関する包括協定	平成26（2014）年4月22日
岡崎市青年経営者団体 連絡協議会	産学連携の協力推進に係る協定	平成26（2014）年8月18日
豊田市	教育・保育、子育て支援分野における連携に関する協定	平成30（2018）年11月23日
知立市	社会福祉、生涯学習、まちづくり等の分野における連携協力に関する協定	平成31（2019）年2月8日
豊川市	子育て支援・社会福祉・教育・保育等の分野における連携協力に関する協定	令和5（2023）年12月19日

ボランティア活動について、令和7（2025）年度はクラブ・サークルでの活動は9団体（52回）、個人での活動は11件（17回）であった。詳細は下記の通りである。

表：令和7（2025）年度に実施したクラブ・サークルのボランティア活動一覧

団 体 名	活 動 内 容
学友会	東中町夏祭りで子ども向けのお面作り
Hobbit（15回実施）	親子で読み聞かせを楽しむ、絵本や紙芝居の作成、手遊び 小学生の学習を支えるプロジェクト
児童文化研究部はとぼっば （4回実施）	園での人形劇披露 ワークショップ（2回） 岡崎自動車学校での交通マナー劇
すくすくラビッツ（6回実施）	ゆうあい体操（気になる子どもとその親との体操）（5回） ネイチャーキャンプ
げんきクラブ（2回実施）	親子クッキング（2回）
ダンス部（19回実施）	園での誕生日会（7回）、地域の親子教室（3回）、企業新値会、全国女性消防士職員交流会、紅葉祭り、お江戸でダンス、研修会助手、八柱神社余興、花菖蒲祭り、ハロウィンナイト ふれあいフェスタ
Happy Connect（2回実施）	岡崎市に在住する親子の異文化交流として、岡崎市国際交流センターと共同してクリスマス会等を実施
はらぺこあおむし（1回実施）	岡崎中央総合公園に花壇を作成し市民が交流する場を作る （みつばちプロジェクト）
バルーンアート（2回実施）	ファミリーフェスタ、オープンキャンパス学生企画担当

表：令和7（2025）年度に実施した個人参加のボランティア活動一覧

名 称	活 動 内 容
ネイチャーウォッチング （6回実施）	三河地域の小学生とその親が自然体験することをサポートする
愛知こどもの国みかわっ国 （2日間）	小学生が自由な発想で「まち」を起こし職業体験をするのをサポートする
愛恵運動会	参加者の競技補助、運動会準備、運営手伝い、片付け

岡崎警察署 痴漢盗撮撲滅キャンペーン	啓発物品配布・インタビュー
-----------------------	---------------

※その他、各子育て支援団体依頼の託児補助や読み聞かせ・遊び提供も複数ある。

地域・社会への貢献に関する取組みの点検は、リカレント教育推進室が中心に行っている。リカレント教育推進室会議では、月に一度会議を開き、「岡崎市スパイラルUP研修」「西尾市スパイラルUP研修」「連携市特別企画」の準備や進捗、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スパイラルUP研修・ステップUP研修」の申込状況について確認するなど、地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

保育者養成校としての専門性を生かし、地域の要望に応えながら、研修等の地域協働活動に取り組んで行くことが課題である。例えば、西尾市と行っている「スパイラルUP研修」では、西尾市役所の要望を踏まえ、次年度は一部講座を改め実施することとなった。研修方法の変更や内容については、充実と多角化だけでなく効率化も進め、地域の要望に対して柔軟に対応し、地域に対する貢献度を高めていきたい。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程として、本学では、学則第 50 条（自己評価）に基づき「岡崎女子短期大学自己点検・評価委員会規程」（平成 25（2013）年 4 月 1 日施行）を定めている。学長が会務を総理し、学長が任命する専任の教職員をもって構成する委員会を設置している。

自己点検・評価委員会は、原則月 1 回を目安に開催され、執筆担当部署から提出された自己点検・評価報告書を毎回の審議事項として確認している。自己点検・評価活動は、一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価の基準、手続きに従い、当該委員会と ALO が中心となり、各学科、各委員会、及び各事務局担当部署へ、それぞれに係る自己点検・評価を依頼して毎年定期的に実施している。

自己点検・評価報告書については平成 26（2014）年度以降、毎年本学 Web サイトで公開している。

上記に挙げた各組織で自己点検・評価活動を実施することにより、全教職員が自己点検・評価活動に関与し、課題の共有を図るとともに、事業計画、教育課程改革、及び授業改善等の諸活動に反映させている。

高校教員対象の大学説明会にて、参加した高校教員にアンケートを実施し、意見を聴取している。また、高大連携校に対してもアンケート形式で意見を求めている。さらに、その他の高等学校関係者からの意見については、高校内ガイダンスや高校訪問の際に得られた意見を入試募集委員会において高等学校毎に取りまとめ、学内教職員へ周知するとともに、自己点検・評価活動の改善に反映している。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、委員会活動の年間の反省点や評価結果を検討し、自己点検・評価報告書にまとめるとともに、そこに挙げた課題と改善計画を次年度の方針として示している。また、その方針を踏まえ、各委員会、関係部署間で新たな議論や取り組みへと展開している。例年、自己点検評価報告書の課題部分を抽出して教授会で共有し、学科や委員会等で課題を踏まえた改善を行うよう依頼している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果の可視化と査定を組織的に行うため、令和元（2019）年度から、「岡崎女子短期大学の全学アセスメント・ポリシー」「幼児教育学科（第一部・第三部）のアセスメント・ポリシー」を評価方針として運用している。内容は以下の通りである。

全学アセスメント・ポリシー

本学の学修成果のアセスメントは、全学的な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示す能力（人間力・専門力・地域貢献力）の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

幼児教育学科（第一部・第三部）のアセスメント・ポリシー

1. 評価方針

幼児教育学科（第一部・第三部）の学修成果のアセスメントは、学科の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示す能力（人間力・専門力・地域貢献力）の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

2. 評価段階と評価項目

全学レベル・学科レベル・科目レベルの各段階から、以下に示す評価項目を用いて多面的・総合的に評価する。

(1) 全学レベル…就職率、退学・休学率

(2) 学科レベル（教育課程レベル）…免許・資格の取得率、学修の記録、GPA、就職率（専門職）、学修状況アンケート

(3) 科目レベル…成績評価、学生による授業アンケート

学習成果を焦点とする査定の手法は、アセスメント・ポリシーを基に定期的に点検を行っている。また、アセスメント・ポリシーにおける具体的な評価項目のあり方については、該当する委員会や各学科で定期的に点検し、随時見直しを行っている。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用の例として、本学では全教員が担当する授業科目において、「学生による授業アンケート」が実施されている。「学生による授業アンケート」は各教員へと集計された結果が返却され、図書館において閲覧することが可能となっている。アンケート項目についてはFD委員会において定期的に検討され、教員はアンケート結果を基に授業改善の取組みについて報告書を提出することが義務化されている。また、任意の「授業参観」制度も設けており、参観者は参観後に「授業参観コメント用紙」を提出し、授業担当者は授業に関する自己点検報告書において振り返りの提出が課され、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが機能している。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則等の関係法令の変更等を適宜確認し、法令遵守に努めている。これら関係法令の変更等に関しては、関係法令が定める規定に従い、学則や教育課程、授業科目等の見直しと変更を行い、大学運営にあたっている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

教育の向上・充実を目指し、令和元（2019）年度から行っているアセスメントを継続的に実施し、PDCAサイクルを機能させていくことが今後も求められる。またアセスメント・ポリシーに定めた評価指標についても、これまでの結果を踏まえ、継続的に見直しを図り、効果的なPDCAサイクルを確立するための体制についてさらに検討していく。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神を常に心に留めて学生が学習できるよう、引き続き「履修要項」の冒頭に建学の精神とその真髄を記載するとともに、入学式や卒業式の式辞において学生に説明し、建学の精神の理解と共有を図っている。

さらに、令和 7（2025）年度後期から、「学修の記録（履修カルテ）」において、学生が建学の精神及びそれに基づく幼児教育学科の教育目標を確認した上で、自己評価を行う仕組みを導入した。

卒業認定・学位授与の方針が建学の精神に照らして適切なものとなっているかについて、令和 5（2023）年度に実施したアセスメントの結果を基に点検を行った。

幼児教育学科では、学生が自らの得意を活かしてさらに学びを深めることができるよう、第一部では令和 3（2021）年度から、第三部では令和 4（2022）年度からコース制を導入した。令和 6（2024）年度は、幼児教育学科第一部において 4 年目のコース別クラス編成となり、各コースの特性に応じた授業が開講された。第三部においても令和 6（2024）年度からコース別クラスによる授業が開講され、幼児教育祭では、初めて第一部と第三部が合同で、各コースの特色を生かした成果発表を行った。

令和 6（2024）年度には、学科においてアセスメントの結果を点検し、教育の向上・充実に向けた PDCA サイクルを機能させるため、次年度に向けた課題等を学科会議で共有した。全学的なアセスメントについては、自己点検・評価委員会において検討を行った。

学習成果の可視化については、令和 6（2024）年度入学生から、WebClass を用いた「学修の記録（履修カルテ）」の自己評価、振り返り及び改善点の入力を導入した。これにより、学生が自身の学習成果を随時確認できるとともに、教職員が指導学生の自己評価や履修状況を一括して確認できる環境を整備した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神が学生の学び及び学生生活の基盤となるよう、学生及び教職員の理解を一層深めるとともに、三つの方針や教育課程が建学の精神を体現するものとなっているか、アセスメントの結果を活用して継続的に点検する。

「学修の記録（履修カルテ）」については、学生が自身の学習成果を確認し、主体的な振り返りやその後の学習改善につなげられるよう、入力状況及び活用状況を継続的に点検する。また、教職員による学生指導への活用状況についても検証し、より効果的な運用方法を検討する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単位授与の要件については、履修要項内の岡崎女子短期大学履修規程、第7条（以下に記載）に明示されている。

第7条 単位が認定されるためには、次の三つの基礎条件が最低限満たされていなければならない。

- (1) 当該年度において、履修登録がされていること
- (2) 授業回数の3分の2以上を出席していること
- (3) 学納金を納入していること

以上の条件が満たされた上で、試験などの各授業科目が定める評価基準に従い、授業担当者により一定の基準を満たしていると判断された場合に所定の単位が認定される。

本学では、学生が各年次に履修できる単位数の上限を学則第19条の3第3項と履修規程第6条に1年間48単位と定め、令和5（2023）年度入学者から運用している。併せて、単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を履修要項に明示し、学生への周知が図られている。

単位授与、卒業認定や学位授与の運用に関する点検は、学科会議において行われるアセスメント結果の共有（前年度卒業生について4月に実施）によってなされている。

本学では、進級判定は行っていない。そのため、卒業学年までは進級する仕組みとなっている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

学習成果に対応した授業科目の編成として、幼児教育学科第一部及び第三部の卒業認定・学位授与の方針（以下、DP）に示す修得すべき内容に基づき、教育課程編成・実施の方針（以下、CP）が策定されている。教育課程は、「教養科目」と「専門科目」から構成され、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得を中心に、希望者が取得可能な准学校心理士資格、ピアヘルパー受験資格、本学が定める学内資格の取得に対応した教育課程として編成している。幼児教育学科第一部及び第三部では、教養科目10科目13単位、専門科目58科目80単位を設置している。

本学では、専門職学科は設置していない。

シラバスに明示されている項目は、学科 DP と授業科目の関連、授業の目的、授業の到達目標、授業計画表（授業内容・予習・復習）、自修について（予習・復習内容・学生へのフィードバックの方法等）、成績評価の方法・基準、教科書、参考書・参考文献、アクティブ・ラーニングについてであり、学生は OW ポータル（学修支援システム）を通して確認している。また、シラバスの記載内容はシラバスチェック会議を通して、学生の自修時間の明記や、各授業回における内容の具体的記述等について点検され、修正が必要なシラバスについては、修正の依頼がなされている。

全ての授業科目において「学生による授業アンケート」を OW ポータル上で実施し、授業改善へと繋げている。このアンケートは、各セメスターの第 13 回から最終回までの授業時間内に行われている。各教科の担当教員は、学生の回答結果（自由記述を含む）を踏まえ、授業方法や成果を振り返り、今後の改善点などについて FD 委員会に報告書を提出している。「学生による授業アンケート」の実施結果、及び「授業アンケートによる自己点検報告書」の内容は、FD 委員会による確認を経た上で、図書館にて学生が閲覧できる体制が整えられている。「学生による授業アンケート」における設問項目（回答必須の設問）は以下の通り。

- ・この授業は、シラバスに沿って授業が進められていましたか。
- ・この授業（説明、資料など）は分かりやすかったですか。
- ・あなたは、この授業で主体的に（学生間で議論をしたり、積極的に質問をした等）取り組みましたか。
- ・教員は、学生からの疑問点、質問に適切に対応していましたか。
- ・教員は、受講者の理解度を確認しながら進めていましたか。
- ・あなたは、この授業に満足しましたか。
- ・あなたは、この授業について、さらに学びを深めたくくなりましたか。
- ・あなたは、この授業の到達目標を達成することができましたか。

シラバス作成時において、同一の科目を担当する教員間で、授業の目的や到達目標について確認し、統一をしている。また、授業開始後も、担当教員間での打ち合わせを必要に応じ適宜行っている。令和 7（2025）年度 3 月に実施した講師懇談会では、各学科の教育目標や教育の特色の説明のほか、出欠管理、遠隔授業の実施について確認を行った。その後、教育分野毎に分かれ、教員間の意思の疎通、協力・調整を行った。

本学では、通信による教育は実施していない。

教育課程は毎年学科会議にて見直しが行われている。幼児教育学科第一部及び第三部では、令和 2（2020）年度に、教育体系及び教育目標を時代背景に合うよう改定した。これに伴い、コース制を取り入れたカリキュラムを導入し、第一部では令和 3（2021）年度入学生から適用している。さらに教育課程の見直しを経て、令和 4（2022）年度入学生から、幼児教育学科第三部でもコース制によるカリキュラムの運用を開始し、令和 7（2025）年度も継続して運用している。

本学では、専門職学科は設置していない。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教養教育については、教養教育充実化検討会議が中心となり、教養教育の在り方、授業科目について検討を行うとともに、その結果を学科会議、教務委員会、大学・短期大学運営会議、教授会にて審議し、教育課程に反映する実施体制が確立している。幼児教育学科第一部及び第三部において、令和元（2019）年度入学生から運用されている教育課程における教養科目は「社会・地域とのつながりを理解し、保育者として必要な豊かで柔軟な人間性を育む」ことをねらいとし、編成されている。具体的には、令和3（2021）年度入学生から運用している教育課程では、10 科目の教養科目が開講されている。特に、特色のある科目として、「アカデミックリテラシー」では、大学で学ぶために必要な基本的な学習技術、礼儀やマナーを実践的に習得すること、豊かな人間関係を築くためにコミュニケーションや表現力の基礎を身に付けることを目的とし、令和元（2019）年度に新設され開講している授業科目である。また、令和3（2021）年度から開講している「子ども好適空間演習」は、本学独自のブランドである「子ども好適空間」について、その概念を理解し、望ましい空間を創造できる知識と能力を修得することを目的にしている。

本学で行っている教養教育は保育・幼児教育への専門教育に繋がるものである。その関係については、教育課程編成方針(CPⅠ、Ⅱ)、及び教育課程実施方針(CPⅢ～CPⅤ)において示されており、教養教育と専門教育との関係と教育課程における位置付けについて明示している。

全学科において、学生が学期毎に学習を振り返り、ポートフォリオの中核として DP に基づき作成された「学修の記録（履修カルテ）」の設問について自己評価と振り返り、及び改善の記述からその効果を測っている。本学では、令和6（2024）年度入学生から教材配信、課題提出及び「学修の記録（履修カルテ）」等を運用する学習支援システムである WebClass を用いてインターネット上での入力を行うシステムを導入している。また、その内容については教員が随時確認することができる体制が整えられている。令和7（2025）年度卒業学年において、幼児教育学科第三部は、従来までの学修の記録（履修カルテ）の用紙に記述する方法を用いている。そのため、昨年度に引き続き、自己評価の内容（専門科目に関連する設問も含む）について Microsoft Forms へ記述した内容を入力することとし、学習成果の測定・評価を効率的に行った。学修の記録（履修カルテ）の内容については教員が Semester 毎確認を行う体制となっており、学生への指導や教育課程の改善に活用している。WebClass 上の学修の記録（履修カルテ）は、教員・学生ともに随時確認することができる体制が整えられている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

教養教育と専門教育を主体とする職業との接続を図る教育の実施体制が整えられている。幼児教育学科第一部及び第三部では、教育目標として「豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代の幼児教育・保育ニーズに対応できる、優れた実践力を兼ね備えた保育者の育成」を掲げている。教養教育では、大学における学びの基礎の修得と、豊かな感性と教養の涵養のための科目を設定し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得を目指す専門教育の接続を十分に考慮した教育内容となっている。また、専門教育は幼児教育、保育の基礎を学ぶ内容から学外実習など応用的な内容までを段階的、横断的に学ぶことを考慮し、配当している。特に、卒業年次後期に開講される「保育・教職実践演習（幼）」は、授業の目標を「保育者に必要な資質能力を再確認し、これまでの学修全体をまとめていく演習を通して、保育現場における実践を担うことのできる知識や技能を修得する。」と定め、卒業後の保育・教育現場で求められる資質や能力の向上を目指している。令和7（2025）年度も引き続き、職業人としての基礎を身に付け、保育現場でのアルバイトを推奨し、保育実践を学ぶ機会を設ける目的で、学内資格（オカタン子どもサポーター）を授与している。この学内資格は、入学前の3月に開講される「保育ベーシック」の単位を入学後に認定し、加えて「教育実習指導Ⅰ」「教育実習Ⅰ」を修了した学生へ授与される。

職業教育の効果については、「学修の記録（履修カルテ）」「学生による授業アンケート」「学修状況アンケート」「免許・資格の取得状況」「専門職への就職率」を基に点検を行い、改善を図っている。また、毎年行われる保育所実習懇談会（8月）、教育実習懇談会（12月）、実習の訪問指導や採用に伴う挨拶の際に、卒業生の様子や保育者養成校の職業教育について要望等の意見収集を行っている。そこで得られた情報は、学科会議等で共有が図られ、教育内容の改善に繋げている。令和7（2025）年度も引き続き、卒業生とのメーリングリストである「丘咲つながるメール」を通して卒業生アンケートを行った。卒業生の現在の就労状況の把握や仕事に対する悩みなどを収集し、卒業生の声を集約して学科会議で共有し、学科の教育内容に還元する体制が整えられている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業生アンケートによる卒業後評価で得られた情報は、学科会議にて学習成果を共有し点検がなされているが、点検結果を活用するための組織的な体制については今後構築する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

幼児教育学科第一部及び第三部の学習成果を具体的に示す指標としては、令和 7（2025）年度卒業生の幼稚園教諭二種免許状取得率、保育士資格取得率、専門職への就職率が挙げられる。

表：令和 7（2025）年度幼児教育学科卒業生の免許・資格の取得、就職者数、専門職への就職実績

学科	卒業者数	幼稚園教諭二種 免許状取得者	保育士資格 取得者	就職希望者数	就職者数 (就職者数/就 職希望者数)	専門職への 就職率
幼児教育学科 第一部	65 名	64 名 (98.4%)	65 名 (100%)	62 名 (95.4%)	62 名 (100%)	62 名 (100%)
幼児教育学科 第三部	62 名	62 名 (100%)	62 名 (100%)	61 名 (98.4%)	61 名 (100%)	61 名 (100%)

※過年度生を含む

学習成果は修学年限で十分達成可能である。令和 7（2025）年度、幼児教育学科卒業生における幼稚園教諭二種免許状取得者、保育士資格取得者の状況は、第一部・第三部ともに 9 割以上となっている。

学習成果の査定は、アセスメント・ポリシーに則り、各種指標により測定が可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

幼児教育学科第一部及び第三部における学習成果として、「学修の記録（履修カルテ）」における「保育者に必要な資質・能力の項目」の獲得状況が挙げられる。両学科の授業科目は、教養科目内では 2 つに、専門科目内では 4 つに大きく分類している。各分類と関連する授業科目は以下の通り。

表：幼児教育学科の授業科目分類（令和 7（2025）年度入学生）

教養科目		専門科目	
授業科目の分類	科 目 名	授業科目の分類	科 目 名
大学における学びの基礎	アカデミックリテラシー	教育・保育についての理解	保育原理
豊かな感性と教養	日本国憲法		教育原理
	情報基礎演習Ⅰ		特別支援教育
	情報基礎演習Ⅱ		保育者論

外国語コミュニケーション I	外国語コミュニケーション II	健康とスポーツ（講義）	健康とスポーツ（実技）	日本語表現	子ども好適空間演習		社会福祉
							子ども家庭福祉
							社会的養護 I
							社会的養護 II
						子どもについての理解	発達と教育の心理学
							教育相談の理論と方法
幼児理解の理論と方法							
子どもの食と栄養 I							
子どもの食と栄養 II							
子どもの保健							
乳幼児教育・保育の知識・ 技術	子どもの健康と安全						
	保育ベーシック						
	乳児保育 I						
	乳児保育 II						
	障害児保育						
	保育内容総論						
	カリキュラム論						
	教育方法論						
	子ども家庭支援の心理学						
	子ども家庭支援論						
	子育て支援						
	基礎音楽						
	遊びと音楽						
	遊びと造形						
	表現実践（音楽・造形）						
	遊びと運動						
	子どもと健康						
	子どもと人間関係						
	子どもと環境						
	子どもと言葉						
	子どもと表現（音楽）						
	子どもと表現（造形）						
	子どもと表現（身体）						
保育内容の指導法（健康）							

	保育内容の指導法（人間関係）
	保育内容の指導法（環境）
	保育内容の指導法（言葉）
	保育内容の指導法（表現）
保育実践	保育表現演習
	子どもの研究Ⅰ
	子どもの研究Ⅱ
	子どもの研究（コース総合）
	保育実習Ⅰ
	保育実習Ⅱ
	保育実習Ⅲ
	保育実習指導Ⅰ
	保育実習指導Ⅱ
	保育実習指導Ⅲ
	教育実習(事前・事後指導を含む。)
	保育・教職実践演習（幼）

上記の授業科目はそれぞれ DP と関連付けられ、シラバスに明示されている。またそれぞれの分類に対応して、保育者に必要な資質・能力の内容について項目を示している。詳細は次表の通り。

表：幼児教育学科の「学修の記録（履修カルテ）」で定める指標（令和7（2025）年度入学生）

	授業科目の分類	保育者に必要な資質・能力の項目
教養科目	大学における学びの基礎	社会人としての素養
		他者との対話
		他者との連携・協力
		役割遂行
	豊かな感性と教養	基本的人権の理解と意識
		社会の急速な変化に対応し得る能力
		文化の理解と創造
専門科目	教育・保育についての理解	教育・保育職の意義
		教育・保育の理念・歴史・思想の理解
		教育・保育の社会的・制度的・経営的理解
	子どもについての理解	心理・発達の理解
		集団形成
		状況に応じた対応
	乳幼児教育・保育の知識・技術	保育内容（乳児～就学前）
		養護と教育の一体性
		乳児の保育
		特別な配慮を必要とする子どもの保育
		子育て支援
		教育要領・保育指針・教育・保育要領
		教育課程・全体的な計画に関する基礎理論・知識
		情報通信機器の活用
		指導法
	保育実践	発達過程に応じた指導
		子どもに対する公平で受容的な態度
		保育構想力
		教材開発力
		保育展開力
		指導・援助の技術

以上により、各授業科目の学習成果は学科の学習成果に対応している。

成績評価については、岡崎女子短期大学履修規程の第15条において規定されている。各教員は、短期大学設置基準等に則りシラバス等示された評価基準にしたがって適切に判定している。また、幼児教育学科第一部及び第三部のDPと授業科目との関連性はシラバスに示されており、成績評価は単位認定とともに各授業担当者による判断が委ねられている。

教員の成績評価の状況については、教務委員会において科目別、教員別のGPA一覧を共有し、点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

幼児教育学科第一部及び第三部では、学習成果の把握と指導に活用するため、各種の量的データを活用している。具体的には、入学直後に実施している「統一テスト」の得点を学科会議において共有し、全体的な学力の傾向を把握するとともに、学習面で特に配慮が必要な学生について確認を行っている。GPA のデータは学科内で共有され、適宜指導を行うための資料とし、卒業時には岡崎女子短期大学学生表彰の授与候補生の推薦等にも活用している。活用している主なデータは以下の通り。

- ・免許、資格の取得率〔幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得 90%以上を目指す〕（過年度生を含む）

指標	S (95.0%以上) , A (94.9～90.0%) , B (89.9～85.0%) , C (84.9 以下)
----	---

	幼児教育学科第一部		幼児教育学科第三部	
幼稚園教諭二種免許状	98.4% (98.8%)	S	100% (97.8%)	S
保育士資格	100% (98.8%)	S	100% (94.6%)	S

※過年度生を含む（第一部 1 名、第三部 1 名）

表の（ ）内は令和 6 年度

- ・GPA分布

	幼児教育学科第一部		幼児教育学科第三部	
通算GPA	人数	割合	人数	割合
3.50～4.00	14名	21.5%	9名	14.5%
3.00～3.49	31名	47.7%	28名	45.2%
2.50～2.99	12名	18.5%	14名	22.6%
2.00～2.49	6名	9.2%	9名	14.5%
1.50～1.99	2名	3.1%	2名	3.2%
1.00～1.49	0名	0%	0名	0%
0.05～0.99	0名	0%	0名	0%
0.00～0.49	0名	0%	0名	0%

※過年度生を含む（第一部 1 名、第三部 1 名）

学生による自己評価の内容をアセスメントに活用している。データは以下の通り。

- ・学修の記録（履修カルテ）内の保育者に必要な資質能力の自己評価〔回答平均値 4.0 以上を目指す〕

指標	回答平均値：S（4.5 以上）， A（4.4～4.0）， B（3.9～3.5）， C（3.4 以下）
----	--

	保育者に必要な資質・能力	幼児教育学科 第一部			幼児教育学科 第三部		
		R7 (全体)	R6 (全体)	評価	R7 (全体)	R6 (全体)	評価
大学における 学びの基礎	社会人としての素養	4.2	4.4	A	4.6	4.4	S
	他者との会話	4.0	4.5	A	4.6	4.4	S
	他者との連携・協力	4.0	4.4	A	4.6	4.3	S
	役割遂行	3.9	4.2	B	4.5	4.2	S
豊かな感性と 教養	基本的人権の理解と意識	4.2	4.0	A	4.4	4.2	A
	社会の急速な変化に対応し得る能力	3.7	3.7	B	4.3	3.9	B
	文化の理解と創造	3.3	3.4	C	4.0	3.6	A
教育・保育に ついての理解	教育・保育職の意義	4.1	4.0	A	4.4	4.2	A
	教育・保育の理念・歴史・思想の理解	3.8	4.0	B	4.3	4.1	A
	教育・保育の社会的・制度的・経営的理解	3.8	3.9	B	4.2	4.1	A
子どもについ ての理解	心理・発達の理解	3.9	3.8	B	4.2	4.2	A
	集団形成	3.8	3.9	B	4.3	4.1	A
	状況に応じた対応	4.0	4.0	A	4.4	4.1	A
乳幼児教育・ 保育の知識・ 技術	保育内容（乳児～就学前）	4.0	4.0	A	4.4	4.1	A
	養護と教育の一体性	4.0	4.0	A	4.3	4.0	A
	乳児の保育	3.9	4.0	B	4.3	4.1	A
	特別な配慮を必要とする子どもの保育	3.9	3.9	B	4.2	4.1	A
	子育て支援	3.9	3.8	B	4.4	4.1	A
	教育要領・保育指針・教育・保育要領	3.7	3.7	B	4.3	3.9	A
	教育課程・全体的な計画に関する基礎理論・知識	3.8	3.7	B	4.4	3.9	A
	情報通信機器の活用	3.7	3.8	B	4.3	4.0	A
	指導法	3.8	3.7	B	4.2	3.9	A
保育実践	発達過程に応じた指導	4.0	4.0	A	4.4	4.1	A
	子どもに対する公平で受容的な態度	4.1	4.1	A	4.4	4.1	A
	保育構想力	3.7	3.8	B	4.4	4.0	A
	教材開発力	3.8	3.8	B	4.4	4.0	A
	保育展開力	3.8	3.9	B	4.4	4.1	A
	指導・援助の技術	4.0	3.9	A	4.4	4.1	A

- ・学修の記録（履修カルテ）内の DP 達成度の自己評価 [回答平均値 4.0 以上を目指す]

指標	回答平均値：S（4.5 以上），A（4.4～4.0），B（3.9～3.5），C（3.4 以下）
----	---

		幼児教育学科第一部			幼児教育学科第三部		
		R7	R6	評価	R7	R6	評価
DPⅠ：（人間力）	I-1	4.0	4.0	A	4.5	4.2	S
	I-2	4.1	4.1	A	4.5	4.2	S
DPⅡ：（専門力）	Ⅱ-1	3.8	3.9	B	4.4	4.1	A
	Ⅱ-2	4.0	4.2	A	4.4	4.2	A
DPⅢ：（地域貢献力）	Ⅲ	3.8	3.9	B	4.3	4.2	A

- ・学修状況アンケートにおける自己評価【次の知識や能力を身に付けるために、大学教育は役に立ったか？】

指標	肯定回答率「とても役に立っている」「役に立っている」の合計値 S（全国平均；+5.0pt 以上），A（全国平均+4.9～-5.0pt），B（全国平均-5.1～-15pt）， C（全国平均～-15.1pt 以下）
----	---

		幼児教育学科第一部		幼児教育学科第三部		全国平均
		R7	評価	R7	評価	R6
1	専門分野に関する知識・理解	100	A	97.2	A	95.4
2	将来の仕事につながるような知識・スキル・態度・価値観	100	A	100	A	96.1
3	文献・資料・収集・分析する力	94.9	S	80.6	B	87.8
4	論理的に文章を書く力	71.8	B	64.9	C	80.5
5	人に分かりやすく話す力	97.4	S	86.1	A	86.4
6	外国語を使う力	47.8	S	19.4	C	37.0
7	数理・統計・データサイエンスに関する知識・技能	35.9	B	30.6	C	48.4
8	問題を見つけ、解決方法を考える力	97.4	S	83.3	A	84.1
9	他者と協働する力	97.4	A	94.4	A	94.7
10	幅広い知識、ものの見方	97.4	S	91.7	A	92.4
11	異なる文化に関する知識・理解	84.6	A	77.8	A	82.7

※全国平均は、令和 6 年度「全国学生調査（第 4 回試行実施）」の私立短期大学（400 人以上）の回答を用いる。

大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などをアセスメントに活用している。活用している主なデータは以下の通り。

- ・退学率、休学率（令和 7 年度卒業生の内、第一部は令和 6 年度入学生、第三部は令和 5 年度入学生のみ対象）

指標	S（0.9%以下），A（1.0～1.9%），B（2.0～2.9%），C（3.0%～）
----	--

	幼児教育学科第一部（67 名入学 64 名卒）		幼児教育学科第三部（69 名入学 61 名卒業）	
休学率	0.0%（0 名）	S	1.4%（1 名）	A
退学率	1.5%（1 名）	A	5.7%（4 名）	C
除籍率	1.5%（1 名）	A	2.9%（2 名）	B

※幼児教育学科第一部では 67 名の内 1 名が令和 8 年度も引き続き在学、幼児教育学科第三部では 69 名の内 2 名が令和 8 年度も引き続き在学

- ・専門職への就職率（就職希望者のうち保育専門職への就職率）〔就職率 90.0%以上を目指す〕

指標	S（95.0%以上），A（94.9～90.0%），B（89.9～85.0%），C（84.9 以下）
----	---

	幼児教育学科第一部（就職希望者 62 名）		幼児教育学科第三部（就職希望者 61 名）	
就職率	100%（62 名）	S	100%（61 名）	S

※令和 7 年度卒業学生 127 名のうち就職希望者は 123 名。それ以外の 4 名については、2 名は進学、2 名は家事従事。

※過年度生を含む（第一部 1 名、第三部 1 名）

- ・卒業生の公・私立園別、種別就職者数と就職率

学科	卒業 者数	就職 希望 者数	公立 園	私立 幼稚園	私立 保育所	認定 こども 園	障がい者 施設等 ・養護施設 等	嘱託・臨時・契約		企業等	合計	就職 率	進学・ 編入	家事 従事
								公立 園	私立 園					
幼児教育学科第一部	65 名	62 名	32 名	3 名	16 名	8 名	2 名	1 名	0 名	0 名	62 名	100%	2 名	1 名
幼児教育学科第三部	62 名	61 名	24 名	4 名	17 名	12 名	1 名	0 名	1 名	2 名	61 名	100%	0 名	1 名

※過年度生を含む（第一部 1 名、第三部 1 名）

幼児教育学科第一部及び第三部では、卒業生の多くが保育職に就き、多数の実習園に卒業生が就職している。この実態を踏まえ、学科の教員は実習支援室、及びキャリア支援課と協力しながら、保育実習、教育実習の実習訪問指導時に、園長、主任等から卒業生の評価や実態について聴取を行い、その内容をファイルに記入しキャリア支援課に報告している。その情報をもとに、キャリア支援にとって検討や対応が必要な場合には、キャリア支援委員会で検討されている。また、卒業生の支援の一環として、「お帰りなさい 岡女・岡短へ」を実施しており、卒業生から直接、勤務状況や悩みなどを聞く機会を設けている。令和 7（2025）年度は、10 月 26 日（日）に開催し、卒業生 16 名が参加している。併せて、前年度の卒業生を対象とした卒業後アンケートを実施し、就職後の状況について把握している。これらの情報は、各授業における学習内容の検討、学習成果の点検、学生指導等に活用している。

毎年度、アセスメント・ポリシーに則り、卒業時の単位取得状況、GPA、幼稚園教諭二種

免許状取得率、保育士資格取得率、専門職への就職状況等により学習成果の測定を行っている。結果を学科会議で共有し、学習成果の達成状況について確認することで、学習成果の点検に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

アセスメントにおいて学習成果の状況を可視化している。学習成果の獲得状況については、GPA、単位修得状況、資格取得状況等の指標により可視化している。さらに、「学修の記録（履修カルテ）」やディプロマ・サプリメントを通して、学生個人の達成状況についても把握できる仕組みとしている。

学生自身が獲得した学習成果を自覚できるようにするため、セメスター毎に「学修の記録（履修カルテ）」の記入を行っている。その際、単位認定された授業科目が学習成果として挙げている「保育者に必要な資質能力」とどのような関係性があるかについて、個々が感じる授業科目毎の到達目標の達成度合いや、成績評価を基に自己評価を行う。この過程を通して、学習成果の獲得について学生自身が自覚できるよう努めている。

学習成果の獲得状況について、自己点検・評価報告書に根拠となるデータを示し、学外への公表をもってなされている。また、令和7年度より、学位証書補足資料である「ディプロマ・サプリメント」を発行している。本学科のディプロマ・サプリメントでは、単位取得状況、DPの達成状況、取得資格、成果外活動の成果を示している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

教務委員会において教員の成績評価の状況について点検を行ったことから、今後は、その結果を授業担当教員とどのように共有し、学習成果の向上に向けた取組みに活用していくかについて検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

本学の入学者受入れの方針（以下、AP）で求められる就学意欲や素養、基礎学力は、入学者選抜試験において実施する学力試験、実技試験、小論文、面接などを通して多面的に評価している。AP と入学者選抜試験との対応については、アドミッション・オフィスと学科会議の議を経て定められている。エントリー制を導入している 2 つの入学者選抜試験においては、出願前に複数の教員で学科の理解や幼児教育学科 AP で求められる学力や就学意欲を確認し、その上で出願へ進む仕組みを採用している。試験概要は次の通りである。

- ・総合型選抜 オープンキャンパス利用入試 【エントリー制】

I 期～Ⅲ期ともに、志望学科への進学の意味が明確であることを条件として、エントリーシート・学修計画書及びプレゼンテーション・面談の総合点により選考する。

- ・総合型選抜 自己アピール入試 【エントリー制】

I 期～Ⅴ期ともに、志望学科への進学の意味が明確であることを条件として、エントリーシート・学修計画書及び実技試験・面談の総合点により選考する。

- ・総合型選抜 公募推薦入試

学校長の推薦を必要とせず、小論文、面接、書類審査（調査書）の総合点により選考する。

- ・総合型選抜 特別奨学生選抜入試

AP で求められる素養、基礎学力の評価を計るため、国語、英語の基礎学力検査及び書類審査（調査書）により選考する。

- ・学校推薦型選抜 指定校推薦入試

本学が指定する高等学校に示した全体の学習成績の状況が基準以上であり、かつ、志望学科への進学の意味が明確であることを条件として、指定高等学校の校長が推薦した者に対し、書類審査（調査書と推薦書）及び面接とプレゼンテーションの総合点により選考する。

- ・一般選抜 一般入試

A 日程、B 日程ともに国語、及び英語の学力試験の総合点と書類審査（調査書）により選考する。

- ・一般選抜 大学入学共通テスト利用入試

I 期・Ⅱ期ともに、大学入学共通テストの国語（近代以降の文章）、及びその他の科目の中で高得点の 1 教科 1 科目の総合点と書類審査（調査書）により選考する。

- ・社会人入試

I 期・Ⅱ期ともに、小論文、及び面接の総合点により選考する。

本学の全ての入試において、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価できる試験内容となっている。また、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明示している。令和 8 (2026)

年度入学者選抜試験（令和 7（2025）年度実施）に実施した各入試区分と選考方法、学力の 3 要素との関連は、次表の通りである。

表：学力試験や提出書類等の活用方法

入試		選考方法	配点	学力の3要素（○=評価 △=参考）		
				知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
総合型選抜	オープンキャンパス利用入試	エントリーシート・学修計画書	50 点	○	○	
		プレゼンテーション	50 点	○	○	○
		面接		○	○	○
		調査書	参考	△		△
	自己アピール入試	エントリーシート・学修計画書	40 点	○	○	
		実技	60 点	○	○	
		面接		○	○	○
		調査書	参考	△		△
	公募推薦入試	小論文	50 点	○	○	
		面接	35 点			○
		調査書	15 点	○		○
		活動報告	参考			△
	特別奨学生選抜入試	国語	100 点	○	○	
		英語	100 点	○	○	
		調査書	30 点	○		○
		活動報告	参考			△
学校推薦型選抜	指定校推薦入試	プレゼンテーション	30 点	○	○	○
		面接				
		調査書	20 点	○		○
		推薦書		○	○	○
		活動報告	参考			△

一般選抜	一般入試	国語	100 点	○	○	
		英語	100 点	○	○	
		調査書	5 点			○
		活動報告	参考			△
	大学入学共通テスト利用入試	大学入学共通テスト 「国語（近代以降の文章）」	100 点	○	○	
		「その他高得点 1 教科 1 科目」	100 点	○	○	
		調査書	5 点			○
		活動報告	参考			△
	社会人入試	小論文	60 点	○	○	
		面接	40 点			○
		志望理由書	参考		△	△

エントリー制を導入している「オープンキャンパス利用入試」「自己アピール入試」においては、高等学校在学中に取り組んだ活動や志望理由などを記述する「エントリーシート」と入学後目標や学習計画について記述する「学修計画書」の提出を受験生に義務付けている。入試ガイド及び入学試験要項には、Q&A も記載し、選考方法等を分かりやすく明確に記載している。

本学は専門職学科を設置していない。

入学者選抜の可否判定については、岡崎女子短期大学入学者選考規程に基づき実施している。学校推薦型選抜・指定校推薦入試、一般選抜・一般入試、大学入学共通テスト利用入試及び社会人入試については拡大入試募集委員会にて、受験者の可否を総合的、多面的に評価し、入学者選考原案を作成している。総合型選抜・オープンキャンパス利用入試、自己アピール入試、公募推薦入試、特別奨学生選抜入試については拡大アドミッション・オフィスにて、出願の可否、受験者の可否を総合的、多面的に評価し、入学者選考原案を作成している。また、各入試の実施にあたり、試験毎に実施要項又は監督要領及び留意事項を定め、公正かつ適正に実施している。

入学者選抜の実施における責任体制について、入学者選考規程第 3 条及び第 4 条では、拡大入試募集委員会及び拡大アドミッション・オフィスの構成員として学長が出席することになっている。学長は、同委員会にて審議した入学者選考案について教授会に意見を述べさせたうえで、入学者を選考し、決定することとなっている。

幼児教育学科第一部及び第三部に合同のアドミッション・オフィスを整備している。規程に基づき、入試募集委員長、入試募集委員会に所属する学科教員、入試広報課課長及び課員を構成員として組織されている。アドミッション・オフィスは、学則第 10 条に基づき、AP に基づく総合型選抜を実施するための調査、研究を行い、入学者選抜方法の内容を検討するとともに入試募集委員会及び入試広報課と連携を取りながら入試を進めることを目的としている。職員（入試広報課課長及び課員）がアドミッション・オフィス構成員となることに

より、受験生、高校の進路担当教諭の動向が把握でき、入学者選抜方法の有効な方策を検討することができている。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

AP は、「入学試験要項」に明記し、配布するとともにオープンキャンパス内でも説明している。また、「入試ガイド」にも入学者受入れの方針を明記している。加えて、本学 Web ページにも電子版として掲載している。

「入試ガイド」及び「入学試験要項」に入試区分毎の募集人員を明記している。

授業料、その他入学に必要な経費は、「大学案内」「入学試験要項」、本学 Web ページ等で明示している。

受験の問い合わせに対しては、入試広報課直通のフリーダイヤルを運用する他、オープンキャンパス、入試説明会、高校内でのガイダンス、キャンパス見学会、LINE 及び Zoom によるオンライン個別相談等で問い合わせに応じている。令和 7(2025) 年度のオープンキャンパスは、事前予約による来場者の把握を講じた上で、4 月、6 月、7 月、8 月（2 回実施）、12 月、3 月に全 7 回実施した。また、オープンキャンパス利用入試の説明会として、6 月から 8 月のオープンキャンパス内で説明会を開催した。加えて、自己アピール入試の実技に関する事前相談を受け付ける自己アピール入試相談会も 7 月（2 回実施）、8 月（2 回実施）に開催、入試相談に個別に対応する「入試相談会」も 7 月に開催した。さらに、本学園の「たかねこども園」にて保育体験を全 3 回開催した。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

入学定員が未充足となっていることから、入学者受入れの方針との整合性を確保しつつ、入学者選抜の方法及び情報提供の在り方について、継続的に点検する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

前年度に課題であった総合型選抜公募推薦入試及び総合型選抜特別奨学生選抜入試の周知については、オープンキャンパス、高校訪問、ダイレクトメールによる周知を行った。

幼児教育学科第一部では、令和 8（2026）年度より愛知県三河高等技術専門校からの業務委託として、「愛知県雇用セーフティネット対策訓練（公共職業訓練）」長期高度人材育成コース保育士養成科の訓練生を受け入れることから、令和 8（2026）年 3 月に入校選考を実施した。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

本学では、入学前に「入学前教育セミナー」を実施している。そこでは、入学前課題の確認、入学から卒業までの学びの概要説明、ピアノ学習について説明を行っている。

毎年4月に、入学者に向けた「新入生オリエンテーション」を実施している。新入生オリエンテーションでは、教職員が分担をして、学科（建学の精神、学びの見通し等）、教務（時間割、取得できる免許、資格等）、学生支援（奨学金、学友会活動、健康診断、学修相談、成年年齢引下げによる注意事項等）、キャリア支援（各種講座等）について説明をしている。特に、学生生活や履修の仕方、三つの方針、教育体系、教育目的・目標、教育課程、取得できる免許・資格等について、教職員が「履修要項」を基に説明している。

新入生オリエンテーションでは教務委員長が教務ガイダンスを実施し、学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。また、在学年に対しては毎年3月に教務課職員による履修登録ガイダンスが実施されている。各授業科目では第1回目の授業でオリエンテーションを行い、授業の目的、授業の到達目標、自修、成績評価の方法や基準等について説明している。

「履修要項」をすべての学生に配付し、建学の精神、三つの方針や取得できる免許・資格、履修科目などを確認できるようにしている。また、「学生生活ハンドブック」に学内のマップやクラブ活動などの情報をまとめ、OW ポータルから閲覧することができるようになっている。

学生に対しての履修及び卒業に至る指導・支援として、入学時の4月に新入生オリエンテーションにおいて、単位制度、履修、卒業要件についてのガイダンスを行っている。在学中は、1年次の「アカデミックリテラシー」の授業の他、定期的にクラスミーティングを実施している。また、単位が修得できなかった科目があった場合は、次学期以降に履修できるよう、クラス指導主任等と教務課の事務職員が指導を行っている。欠席過多の学生については、教員が毎時入力している出欠登録を基に、クラス指導主任等が指導している。休退学については、保健室とも連携し、クラス指導主任等が適宜学生や保証人と面談を行うことができるよう、組織的な学生指導体制が取られている。

学習上の悩みなどの相談に対して、令和7（2025）年度は、メールとMicrosoft Formsからの申し込みに学修相談を行った。学生へ学修相談について周知を行うため、Microsoft Formsの二次元バーコードを掲載したチラシを全学生に配付した。また、欠席が目立ち、学習に前向きではない学生について、授業担当者、クラス指導主任、学生支援課員等が協力して指導をしている。

基礎学力に躓きのある学生を早期に発見し学習支援を行うため、毎年4月に全入学生を対象に、全学科共通の国語1科目による「統一テスト（プレイスメントテスト）」を実施している。そこで得られた量的データを基に、成績が一定の基準以下だった学生や、学科で支援が必要であると予測される学生に学習支援を行っている。また、課題冊子を作成して学生に配付した。この課題冊子は、学生が意欲的に取り組むことができるよう配慮し、保育の記

録によく使われる漢字や敬語を中心とした内容で構成した。課題冊子の配付は 1 年生全員を対象として行い、統一テストが基準点以下の学生に対しては課題冊子の回収と採点、返却を学修相談担当教員が行った。

授業担当者は、必要に応じて、レベルに応じた課題や教材を提供している。また、GPA 上位の学業成績が優秀な若干名の学生（2 年次及び 3 年次生）には、「特別奨学生」として、当該年度授業料の半額を免除し、学習意欲の向上を支えている。

本学には通信による教育を行う学科はない。

本学図書館では、学生の学習向上を支援するため、より利用しやすい環境づくりを目指して各種取組を進めている。レファレンスカウンターにおいては、司書が学生の質問に直接対応し、学習や調査活動を支援している。新入生のためのオリエンテーションとして、図書館の利用方法、OPAC の利用方法等をアカデミックリテラシーの授業内で具体的に説明している。図書館の資料について、授業の課題に利用できる資料に加え、専門知識の幅広い知見を得るための選書を、教育職員と専門スタッフが連携し行い配架をしている。学習内容に直接関連する内容のものから、広く知的好奇心が刺激されるようなもの、激変する社会環境に関する知識を得ることができるものなどを提供できるようにしている。また、学習を進めるにあたり、学習目的に応じた検索がより行いやすくなるよう、専門スタッフにより、資料の関連語句などをデータベースに入力し、館内資料の検索機能の充実を心掛けている。

本学では、短期間の海外への派遣を行っている。令和 7（2025）年度は、9 月 2 日（火）～9 月 6 日（土）の 4 泊 5 日の日程で台湾研修を行った。参加学生は 16 名、引率教員 2 名であった。現地の小学校では授業を見学し、幼稚園では子どもとの関わりもあった。日本語が堪能な現地の大学生とも行動を共にして、交流を深めることができた。

教員は各科目に応じた方法で、学生の学習成果の獲得状況を把握し、必要に応じて学習支援方を改善している。また期末に実施する「学生による授業アンケート」「学修の記録（履修カルテ）」「全国学生調査による学修状況アンケート」、就職状況を基に、アセスメントを行い、改善につなげている。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学習成果の獲得に向けて、学生の生活を支援するための職員の組織である学生支援課を設置している。令和 7（2025）年度は、学生支援課は職員 2 名と保健室職員 1 名で構成され、学生生活を総合的に支援した。この支援を更に効果的に行うために、大学教員 4 名、短期大学教員 5 名、学生支援課職員 2 名、保健室職員 1 名の計 11 名で学生委員会を組織した。学生委員会は毎月定例会議を開催し、学生生活の諸問題について協議・対応を行った。学生委員会の具体的な支援内容は、①各奨学金を活用した経済的支援、②学生生活の安全確保のための地域との連携支援、③休学及び退学者発生の未然防止のための支援、④大学生活に適應できない学生の早期発見及び他部署との連携支援、⑤クラス指導主任と連携した学生支援、⑥学友会活動、大学祭活動の支援、⑦各クラスの学生代表で構成される各種委員会活動の活性化のための支援、⑧クラブ・サークル活動活性化のための支援、⑨学生ロッカーの管理、

⑩学生の意見を汲み上げる意見箱の管理、⑪その他、学内外の学生生活全般の支援である。

学生の主体的活動が行われるよう、学生支援課を中心に支援を行っている。学友会は全学での催しを企画し、他学科、他学年間の交流を図っている。具体的には、新入生歓迎会を行い、学生活動等の紹介、学友会やクラブ・サークルへの加入を促したり、学生間の交流を図るための行事を年間数回開催したりしている。令和7(2025)年度は、スポーツ大会、七夕夏祭り、ハロウィンイベント、丘咲祭(大学祭)、クリスマス会が学友会及び大学祭実行委員会を中心に開催された。クラブ・サークル活動活性化のための支援としては、毎月定例で行われるクラブ・サークル連絡協議会の開催の支援やクラブ・サークル費の支出・管理をはじめとして、様々なクラブ・サークル活動の支援を行っている。また、クラブ・サークルの代表者を対象としたリーダーズキャンプも開催した。

学生のキャンパス・アメニティについて、学生ラウンジ(1号館2階)はカフェテリア(6号館2階)と連絡通路で結ばれており、カフェテリアの延長スペースとして利用できるように整備されている。また、学生が居心地良く過ごせるために、令和6(2024)年3月に教育後援会(学生の父母又は保証人による組織)の支援により、学生ラウンジの床の改修工事を行った。さらに、多目的教室(1号館3階)はクラブ・サークル活動や作品制作等のスペースとして自由に使用できるオープンスペースになっている。学生ホール(2号館1階)には購買が併設されている。ホワイエ(2号館2階)は、学生が自由に使用することができる。加えて、多目的スペース(2号館4階)には、電子ピアノ1台とエレクトーン1台が設置され、多目的な活動ができるようになっている。このほか、6号館2階は245席を有する学生ラウンジ兼カフェテリアがあり、1号館2階と6号館のラウンジ兼カフェテリアから、高台にある本学の立地を生かし岡崎市の街並みが一望できるよう座席が配置されている。また、6号館1階のラーニング・プラザは、通常時は学生の自習スペースとして使用されているが、講義やゼミナール、各種セミナー等が行われることもあり、可動式テーブルと椅子を自由に配置し、アクティブ・ラーニングの拠点として機能している。

本学は学生寮を設置していないが、下宿、アパート等宿舎の斡旋体制については、学生支援課が地元不動産業者からの情報を精査し、その情報を県外や遠方の合格者に対し、合格通知書に同封して紹介している。また、学生支援課の窓口でも斡旋対応を行っている。その他、下宿でのトラブルを回避するため、家主や不動産業者、岡崎市役所安心安全課、地元の総代(町内会長)との連携を密にとっている。

通学のための便宜として、本学周辺には駐輪場を2ヵ所、学内には1ヵ所設置しており、400台程度が収容可能である。学生駐車場は設置していないが、荷物の運搬などの事情がある場合は、一時的に学内での駐車を許可している。本学では自転車の通学マナー等のガイダンスを行い、安全に通学できるよう指導を行っている。令和7(2025)年度は土地自動車学校の指導員を講師に迎え、自転車を運転する場合に気を付けることや、通学マナーの指導を行った。また、年度初めを中心に、教職員及び警備員が午前8時15分から午前9時まで街頭に立ち、「グッドモーニング・プロジェクト」として交通指導を行い、学生の安全確保に努めている。

学生への経済的支援として、学生支援課職員が適宜奨学金の案内を行っている。令和7(2025)年度の日本学生支援機構による奨学金については、奨学生給付奨学金受給者が105(内多子世帯55)名、第一種貸与者が42名、第二種貸与者が36名であった。また、岡崎

女子短期大学奨学生選抜試験、又は一般選抜の成績上位者を対象に、奨学生 A、及び奨学生 B の奨学生制度を設けている。奨学生 A（入学金、及び当該年度授業料の納入が免除）は該当者なし、奨学生 B（当該年度の授業料の半額を免除）は 1 名が対象となった。その他、諸般の理由で授業料を期限内に収めることができない学生には、授業料の分納、延納を認めており、82 名（分納 1 名、延納 81 名）が申請した。保証人の不測の事態による授業料納付が困難な場合に対応する「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学授業料減免（応急経済支援）規程」が制度化され運用されており、令和 7（2025）年度の適用者はいなかった。

本学では、学生の健康管理について、学校保健安全法に基づき、毎年 4 月に全学生を対象とした健康診断を実施している。健診結果は各学生に配付するとともに、再検査や精密検査が必要とされた学生に対しては、個別に指導を行い、適切な受診につなげている。また、同時期に健康管理調査及び食物アレルギー調査を実施し、その結果を実習支援室と共有することで、実習等において配慮を要する学生への支援に活用している。メンタルヘルス支援体制としては、学生相談室に公認心理師及び臨床心理士の資格を有するカウンセラー 2 名（うち 1 名は非常勤）を配置し、月曜日～金曜日の 10 時～14 時まで相談に応じている。さらに、休学中の学生や復学した学生が円滑に学生生活へ復帰できるよう支援するため、保健室において「休学者支援サロン」を実施している。令和 7（2025）年度は参加者がなかったことから、次年度に向けては、学生のニーズに即した内容及び実施方法の見直しを検討している。その他、4 月には一人暮らしの学生を対象とした「一人暮らし交流会」を開催し、大学周辺の店舗・施設・医療機関の案内やごみの出し方など、生活に必要な情報提供を行っている。また、学生支援課職員、保健室職員、学生相談室カウンセラー等の相談窓口を紹介し、困難を抱えた際に相談しやすい体制の周知を図るとともに、新たな生活環境への円滑な適応を支援している。

学生生活における学生の意見や要望の把握について、ラーニング・プラザに意見箱を設置している。教学部長が同席のもと意見箱を解錠し、寄せられた意見や要望の中で改善が必要な案件については、担当部署による検討が行われ、速やかに対応・改善するよう努めている。また、学生満足度調査を毎年実施して、意見や要望を集約し、各部署への回答の依頼と集約を行い改善に努めている。

本学には留学生は在籍していないが、外国籍学生に対しては、学生委員会の担当教員が学修支援を行えるよう体制が整えられている。

社会人入試を受験して入学した学生に対しては入学金の半額免除を行い、経済的な支援を行っている。

本学では、障害者差別解消法及び関係法令に基づき、学生一人ひとりの状況やニーズに応じて、授業・試験・実習ならびに学内生活における合理的配慮を提供する体制を整備している。施設面における支援として、2 号館出入口 3 箇所、6 号館出入口 2 箇所、7 号館出入口 1 箇所に自動ドアを設置している。また、2 号館及び 7 号館にはエレベーターと障がい者用トイレを整備している。図書館入口にはスロープ及び自動ドアを設置し、安全性と利便性の確保に努めている。さらに、3 号館の階段踊り場には手すりを設置するとともに、正門階段についても、来学する障がい者や高齢者への配慮として中央に手すりを設置している。人的支援としては、支援を必要とする学生に対し、授業における配慮や学内行事実施時の動線配慮等について、教職員及び学生が相互に連携・協力する体制を整え、支援を行っている。合

理的配慮の具体例としては、座席位置への配慮、授業中における個別の声かけ、情報伝達方法の調整等が挙げられる。

現在、本学では長期履修生を受け入れる体制は整備されていないが、午前中に授業を実施し、3年間で修業する幼児教育学科第三部を設置している。今後は、幼児教育学科第一部において長期履修制度を新設する方向で、整備を進めている。

学生の社会的活動に対して、学生委員会が中心となって支援を行っている。地域貢献としては、学生ボランティアや学友会執行部が中心となって、地域清掃活動や安全チェックパトロールに参加している。令和7（2025）年度は、地域清掃活動に2回、安全チェックパトロールに1回参加した。その他、学生の意見を取り入れるために各クラスから選出されたクラス委員、学生生活向上委員、大学祭サポート委員、アルバム委員、クラブ・サークルの部長で構成されるクラブ連絡協議会等、学生の主体的な活動を推進する組織がある。また、社会的活動を積極的に行ったクラブ・サークルに対して、学生表彰（学長賞）等も行っている。また、OW ポータルにてボランティア情報を周知すると共に、学生支援課窓口にファイルを設置した。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

キャリア支援委員会は、キャリア支援担当教員とキャリア支援課職員で構成され、学生に適切な進路支援を推進することを目的とし、学科との連携を図っている。月に1回キャリア支援委員会を開催し、就職試験対策や学生の指導、ガイダンス等の企画・運営、求人開拓を検討している。キャリア支援委員会を中心として、学科教員、キャリア支援課の協働により、キャリア形成のための各種ガイダンスや資格取得・就職試験対策講座の開催、実技・面接指導、就職活動のための情報提供等を行っている。これらの支援は、第一部では2年間、第三部では3年間の教育課程を通して学生が培った豊かな人間性と確かな専門的知識・技能を現場で発揮できるよう、学生個人の特性や意向を把握した上で行っている。キャリア支援課にはキャリアカウンセラー2名を非常勤職員として配置し、応募書類の添削・面接等の就職試験指導、学生相談を強化している。また、学科教員がゼミ担当となった各学生に対して、進路相談や履歴書の添削指導等を行っている。

キャリア支援課には相談コーナーを設け、学生の個別の希望に沿ったきめ細かい就職や進学に関する相談・指導にあたっている。また、就職・進学インフォメーションを設置し、就職に関する案内資料を自由に閲覧できる環境を整備している。さらに、キャリアカウンセラーによる個別のキャリアカウンセリングのためのスペースも確保している。加えて、採用試験等で録画面接や録画実技が行われたため、LINE で動画を確認して指導を行うシステムを活用した。卒業学年の学生に対しては、本学独自の「お仕事ナビ」（保育職の求職求人をマッチングさせて紹介する就職支援システム）を活用し、新着の求人情報を提供している。これにより、出校しない実習期間中や授業期間外でも情報を得ることができる。地区別情報については、情報を提供する際に地区を登録し、個々の学生に応じた紹介を可能にして、具体的な情報を得やすい環境を設けている。

就職につながる資格取得、就職試験対策等の支援の各種取組を行っている。資格取得支援講座では、「おもちゃインストラクター養成講習」「救急法救急員養成講習」「公認キッズリーダー講習会」「アレルギー大学ベーシックプログラム認定講座」等を開催している。公務員試験対策のための合格支援講座では、授業を録画し、学生が出校せずとも動画を視聴して学べるよう対策を行った。また、年間を通して、面接、集団討論、ピアノ実技、保育実技等の採用試験対策を実施しており、公務員二次試験や私立園採用試験等、学生個人の就職試験に合わせて具体的な支援も行っている。その他、卒業生が、後輩の学生に対して就職活動の体験や仕事の魅力を紹介する交流会「リエゾン陽だまりカフェ」を令和7（2025）年12月10日（水）に開催し、132名が参加した。また、就職活動を終えた学生が、後輩の学生に対して就職活動の体験、勉強方法を紹介する「陽だまりカフェ」を令和7（2025）年10月から令和8（2026）年1月にかけて23回実施し、延べ71名が参加した。上記のような先輩からの情報提供は、後輩学生にとっては有益なものであり、早期に就職活動に対する意識を高めることに繋がっている。

学生の就職状況については、適時学科会議にてにおいて共有され、対応について検討がなされている。卒業時の就職状況はアセスメント・ポリシーにも評価項目として明記されており、年度当初の学科会議では分析結果が示され、今後の就職支援に向けての検討を行っている。学生には、就職内定届（進路決定）、受験報告書の提出を義務付け、状況把握に努めている。また、公務員試験を受験した学生は報告書を作成し、他の学生が自由に閲覧できるようにすることで就職支援につなげている。採用試験の形態が変更になった市町村があるため、オンライン面接、動画での実技試験に対応できるよう機器備品を整備しており、活用している。

本学では、編入学を中心とした進学支援を行っている。キャリア支援課には、全国の四年制大学約70校から編入学の案内が来ており、希望者に対しては個別に過去の編入状況や受験に関する詳細な情報を提供している。令和7（2025）年度は岡崎女子大学への編入学が1名であった。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

合理的配慮が必要な学生への支援が例年より増加傾向にあり、各部署が障害のある学生を取り巻く国の動向を踏まえ、現状において必要とされる整備事項について迅速に検討し組織的に実装していくことが求められる。各部署と連携した修学支援、合理的配慮に関する授業担当教員と学生との調整など担う支援コーディネーターの配置や、合理的配慮を受けている学生や、心身の不調、対人不安、感覚過敏等を抱える学生が安心して「独りでいられる空間」及び「自修室」の整備等を検討していく。また、学修困難者への支援として、学修サポート（SA）制度を導入し、学習方法の個別支援やレポート・実技科目等のサポートを整えていく。

就職試験や内定の状況は、早期化と長期化の二分化が見られたため、今後は、より早期に対策を行ったり、就職活動に苦戦する学生を継続的に支援したりする柔軟な対応が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神、教育目的・目標を踏まえた DP、また DP と CP の体系性、整合性については、アセスメントを基に学科で点検を行っている。また、令和 7（2025）年度後期から、履修カルテの自己評価ページに、建学の精神、教育目的及び養成する人材像に基づく幼児教育学科の教育目標を掲載し、学生が内容を確認した上でチェックする仕組みを導入した。併せて、自己評価等の未入力項目を知らせる警告機能を実装し、学生が自身の学習成果を確実に振り返ることのできる環境を整備した。さらに、令和 7 年度より、学位証書補足資料である「ディプロマ・サプリメント」を発行している。本学科のディプロマ・サプリメントには、単位取得状況、DP の達成状況、取得資格、正課外活動の成果を示している。

幼児教育学科では、令和 4（2022）年度から運用するコース制に基づくカリキュラム構築とともに、履修科目のナンバリングを行った。併せて、教養教育の充実化のため、令和 3 年度入学生より、「子ども好適空間演習」を新たに設置した（2 年次配当のため、令和 4（2022）年度から開講）。

令和 3（2021）年度入学者選抜試験に向けて大学入試改革を行った。その後も、AP が適切なものとなっているか、高等学校からの意見聴取などを基に定期的な点検を行っている。令和 8（2026）年度入学者選抜試験に向けても、引き続き点検を行った。

Web 上の学習環境の向上について検討を行い、令和 3（2021）年度には、新たに学習支援システム WebClass を導入し、授業資料の配信や課題提出等に活用している。

卒業後評価については、令和 3（2021）年度まで卒業生の就職園へ訪問し、実施してきた。令和 4（2022）年度以降は、丘咲つながるメールを利用し、実施している。卒業生アンケートによる卒業後評価で得られた情報は、学科会議にて共有し、学習成果の点検に活用している。

学友会やクラブ・サークル活動への参加を促進するために、新入生オリエンテーションにおいて課外活動の意義を説明し、新入生歓迎会ではクラブ・サークル活動の紹介を行っている。

学内におけるバリアフリー化が未実施の場所については、施設の整備計画とともに検討を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和 6（2024）年度入学生から、WebClass を用いて、「学修の記録（履修カルテ）」の自己評価と振り返り、改善点の記述について、インターネット上での入力を導入した。また、令和 7 年度より、学位証書補足資料である「ディプロマ・サプリメント」を発行している。今後は、学科と IR 推進室を中心に、学習の質を保証する観点から、科目レベル、学科レベルのアセスメントについて、履修カルテの項目と対応したルーブリックを検討する。その上で、CP の点検に必要なデータ及びその収集方法を明確にし、点検・改善につなげる。また、学生が自身の学習成果を日常的に確認し、振り返ることのできる仕組みについても、継続的に検討する。

教務委員会において実施した教員の成績評価状況の点検については、その結果を授業担

当教員と共有する方法を検討するとともに、各授業における成績評価及び学習成果の向上に向けた取組みに活用する仕組みを整備する。

丘咲つながるメールを活用した卒業後評価については、得られた情報を学科会議にて共有し、学習成果の点検に用いている。今後は、点検結果を教育課程や教育内容・方法の改善に活用するための組織的な体制を検討する。

不安や問題を抱え、休学又は退学につながる可能性のある学生の早期把握と支援に向けて、欠席過多報告及び報告後の学科による指導を引き続き実施する。また、学習困難者への新たな支援として「学修サポート（SA）制度」を導入し、学修方法に関する個別支援や、レポート作成及び実技科目等に関する支援体制を整備する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教員組織については、「短期大学設置基準」第 20 条第 1 項に規定している学科の規模及び授与する学位の分野に応じて必要な教員を配置している。同基準第 20 条第 2 項に規定している教員の適切な役割分担の下、組織的な連携体制が確保できるように教員組織を編成している。

基幹教員の人数は 15 名（教授 5 名、准教授 7 名、講師 3 名）、非常勤教員の人数は 26 名である。

本学は、教育課程編成・実施の方針（以下、CP）に基づいて、教育実績、研究業績、経歴等を考慮して基幹教員と非常勤教員を配置している。

基幹教員の職位は、岡崎女子短期大学教員資格審査委員会規程に基づき、真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等が審査され、「短期大学設置基準」の規定を充足している。

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、「短期大学設置基準」の規定を準用し、採用している。

指導補助者（ティーチングアシスタント、以下 TA）として情報メディアセンターに 2 名を配置し、「情報基礎演習Ⅰ」「情報基礎演習Ⅱ」の授業の補助を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

基幹教員の個人研究におけるテーマは、各教員の専門性や学科の CP の観点から各教員が自由に設定し、学問の自由が保障された中で多様な研究がなされている。令和 7 年度中の主な研究活動の成果をまとめると、著書執筆 4 件、論文発表 3 件、学会発表（シンポジウム、展覧会、演奏会等を含む）15 件、その他 60 件等となっており、成果をあげている。また、年度末に開催した全教員参加及び、職員有志参加による研究発表会・交流会により、これらの成果は学科教員同士でも共有されている。

競争的資金獲得のための支援については、研究支援室が中心となり実施している。科学研究費助成事業（以下、科研費）等の申請準備や採択後の支援については、常に見直しを行っている。令和 7（2025）年度においても、科学研究費申請者を対象とした個別面談及び申請書類のレビュー等の支援のために、専門業者によるコンサルタントの斡旋をした。費用の基本料金については、外部資金獲得者の間接経費を利用し、希望者については各個人の学内研究費（個人研究費）を利用し行っている。令和 8（2026）年度の科研費の応募（前年度申請）

は3件であった。令和7（2025）年度科研費採択状況（新規・継続・延長）は、下記の表のとおりである。また、科研費以外の外部研究資金の獲得として、公益財団法人大幸財団の2025年度人文・社会科学系学術研究助成1件が継続中である。

表：令和7年度科学研究費採択一覧

区分	研究種目名	教員氏名	課題番号	課題名	終了年度
継続	基盤研究（C）	中原竜治	23K02304	乳幼児期ASDに対する向社会的行動の生起・形成・促進についての実証的検討	2025
継続 （延長）	基盤研究（C）	客員研究員 小宮富子	22K00629	日本人英語における主観性と主題化の語用論特徴とその国際汎用性に関する国際英語研究	2024 （延長）
継続	基盤研究（C）	木田千晶	24K05806	保育施設における「子ども理解」観点からの保育者と保護者の「相互」理解の可視化	2026

基幹教員の研究活動に関して以下の規程、指針等を整備し遵守している。

「学校法人清光学園経理規程」

「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教育研究等環境の整備に関する方針」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人研究費規程」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の管理・監査体制」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費不正防止計画」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費に係る間接経費取扱い規程」

「公的研究費の間接経費の取扱いに関する要項」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為止等に関する規程」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究データポリシー」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究データの保存等に関するガイドライン」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査要項」

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教育研究活動等表彰規程」

また、教育研究活動におけるオープンサイエンスへの対応として以下の方針等を整備した（令和8（2026）年4月1日施行）。

「岡崎大学・岡崎短期大学オープンアクセス方針」

「岡崎大学・岡崎短期大学機関リポジトリ運用指針」

基幹教員の研究倫理遵守については、研究活動における不正行為の防止のため、研究倫理

委員会及び研究支援室が主体となり組織的に取り組んでいる。不正行為防止等に関する規程、研究倫理指針により、教授会、研究倫理教育研修会等を通して周知し、不正行為の防止に努めている。また、不正行為、研究費の不正使用に係る相談窓口、通報窓口（大学総務課）が設置されている。相談窓口においては、アンケート調査実施の際の同意を得る方法、研究協力に対する謝礼、オーサーシップ等について、事前の相談や確認を行っている。倫理上の配慮を確認する仕組みとして、「研究倫理審査」を義務付けており、令和 7（2025）年度は 6 件の課題の研究倫理審査申請があった。

基幹教員が研究成果を公開する機会として、令和 7（2025）年度は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要第 59 号」の発行を行った。研究紀要掲載論文数は 4 編（研究ノート 1 編を含む）であり、その中で短期大学所属教員の論文数は 1 編である。研究紀要に掲載された論文は、本学の「機関リポジトリ」に登録し、情報発信をすることとしている。また、学内の研究交流の活発化、共同研究促進の機会として、毎年研究交流会と研究発表会を実施している。令和 7（2025）年度も研究発表会として、前年度に続き全教育職員によるポスター発表を行った。研究交流会を併せて実施することで、個別の質疑応答に留まらずグループ討議に発展する場面も見られ、専門分野の枠を超えて研究成果を公表し共有できる場となっている。

基幹教員には、研究・研修を行うため週 1 日の研究日を勤務日内に確保している。研究日に会議等の業務が重ならない配慮をしているが、学内業務の増加によって、研究時間の確保が難しいとの意見も少なくない。研究日の確保に加えて、業務と研究の関係について分析し研究・研修等の時間確保のための改善策を検討する必要がある。

基幹教員の海外研修に関する規程として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学海外研修規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学海外研修規程施行細則」を整備している。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

全ての事務職員は、SD 研修等を通じて、専門知識、課題対応力、事務能力向上に努め、専門的な職能を有している。また、職員の能力や適性が発揮できるよう人事異動等を通じて組織の活性化を図っている。

本学の事務組織として、法人事務局に総務課、システム管理室、財務課を、大学事務局に大学総務課、教務課、学生支援課、キャリア支援課、入試広報課を設置している。実習支援室は教務課に、保健室は学生支援課に所掌されている。現状でも、事務処理体制が確立されているが、事務組織、人的配置、学習成果向上、事務合理化の観点から環境を整えている。各事務職員は、大学の教学マネジメントや経営課題について、その目標及び各課の目的と業務内容を理解している。職員の資質向上に向けて、SD 委員会の下、事務職員研修制度を定めて SD 研修の充実強化を図り、分掌における専門知識・技能の向上に努めている。これらにより、事務職員がそれぞれの能力や適性を十分に発揮できる体制となっている。

学校法人の諸規程については、学校法人の基本規程、教学に関する規程のほか、業務組織規程、文書取扱い規程等の事務関係諸規程を整備している。

法人事務局は1号館1階に事務室を設置している。大学事務局は1号館1階、2号館1階、及び6号館1階に事務室を設置している。事務環境については、不足なく情報機器や備品が確保されている。コンピュータは職員1人当たり1台、事務局使用の複合コピー機は1号館に2台、2号館に2台配置されている。事務情報管理システムは、TOMAS 人事給与システム（総務課）、TOMAS 会計システム（財務課）、学務システムキャンパスプラン（入試広報課、教務課、学生支援課、実習支援室、保健室等）、お仕事ナビ（キャリア支援課）、CARIN（図書館）、研究業績プロ（研究支援室）等整備がされている。情報セキュリティ対策に関しては、「情報セキュリティ基本方針」「ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を制定し対応している。

事務職員は、日常的に課内の職員間において業務の見直しや事務処理の点検・評価を行っている。また、月1回開催の事務局管理職連絡会議において各課が抱える課題や問題等の情報を共有することにより改善に努めている。

教務課においては、学生の履修登録、出席簿、成績表及び卒業判定に係る各種記録を「学校法人清光学園業務組織規程」及び「学校法人清光学園文書取扱い規程」に基づき、適正に保管している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

基幹教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。学生の学習や単位修得状況については教務課と、欠席過多学生の情報については学生支援課と学科間で連携をとって情報を共有している。教学の中心である教務課、学生支援課、キャリア支援課では、教員、職員が互いに情報共有するとともに、教職協働にて学生の教育の質の向上と学生の大学に対する満足度向上を実現していくことを目指し、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員と関係部署が連携している。

本学における教育研究活動等に係る責任の所在は、各種規程により明確に定められている。教育活動については、学生の学習成果の獲得が向上するように組織を整備している。

「学校法人清光学園職員行動憲章」により教育職員、事務職員の基本的使命等を定め、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標」により教育職員、事務職員の使命と目標を定めている。また、事務組織の責任体制については、「学校法人清光学園業務組織規程」により明確に規定している。学長は、校務を担当し、所属職員（教育職員、事務職員）を統督しており、また、研究活動における不正行為の防止等に関する最高責任者として位置づけられている。さらに、学科長は、学科における校務及び教育研究をつかさどることが定められている。このように、教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

SD 活動に関する規程については、FD と同様に学士課程教育の構築や大学教育の質的転換答申を踏まえた職能開発の必要性から、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を制定している。法人事務局長を委員長とし、SD 活動方針を定めて、目的別、テーマ別にそれぞれ研修計画を立案し、予算措置も講じている。それらに基づき令和 7 (2025) 年度は、SD 研修会として「事務局各課の事業計画及び業務課題等に関する説明会」と題して、各課代表から発表する会を設定した。発表者にとっては、自課の事業計画及び業務課題を整理する機会となったことに加え、他の参加者にも、他部署の業務内容・課題を共有し相互理解を深め、自課の業務改善につなげることができた。また、学外研修会・セミナー等への積極的な参加を促進し、学内の諸会議及び日々の業務遂行の中において、各研修・セミナーにおいて得られた知見が活用された。

令和 7 (2025) 年度 学外研修会参加一覧

実施年月	実施団体	研修名
令和 7 (2025) 年 5 月	全国私立大学教職課程協会	第 44 回研究大会
令和 7 (2025) 年 6 月	大学経営協会	2025 年度総会記念講演会
令和 7 (2025) 年 10 月	日本私立短期大学協会	私立短期大学教務担当者研修会
令和 7 (2025) 年 10 月	愛知県私大事務局長会	職員研修会
令和 7 (2025) 年 10 月	日本私立大学協会	教務担当者研修会
令和 7 (2025) 年 11 月	日本私立大学協会	就職部課長相当者研修会

さらに、令和 7 (2025) 年度も令和 3 (2021) 年度に導入した WEB 研修システム (e-JINZAI for university) の利用を継続し、高等教育機関で働く者としての能力開発、意識向上を図った。令和 7 (2025) 年度の利用状況は、受講研修数 54 講座、受講回数合計 146 回であった。

教員の FD 活動に関する規程については、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を整備している。令和 7 (2025) 年度には、「学生による授業アンケート」(前期 1 回、後期 1 回)、教員間における授業参観 (任意)、FD 研修会 (年 1 回) 等の FD 活動を行っている。教員は、セメスター毎に「授業に関する自己点検報告書」を作成し、授業・教育方法の改善を行っている。

指導補助者の研修に関する規程は整備していないが、TA も「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づく SD 研修会、及び「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づく FD 研修会に参加している。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法等の労働関係法令に基づき、学園の諸規程を整備している。就業に関する主な規程としては、「学校法人清光学園岡崎女子大学・岡崎女子短期大学就業規則」「岡崎女子短期大学教育職員の勤務に関する内規」「学校法人清光学園定年規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学特任教授に関する規程」「学校法人清光学園任期付教員任用規程」「学校法人清光学園臨時職員勤務規程」「学校法人清光学園無期転換職員勤務規程」等が挙げられるほか、育児休業や介護休業に関すること、表彰・懲戒に関すること、及び安全衛生管理に関すること等に関わる規程を整備している。

教職員の就業に関する諸規程については、「学校法人清光学園規程集」内「第3編 職員」に取りまとめている。各規程の制定、改廃については、大学運営協議会及び事務局管理職連絡会議において報告しているほか、各年度初めに教職員用ポータルサイトにより全教職員に配付し、周知・徹底を図っている。改定については随時周知されており、教職員が常時確認を行えるようになっている。

教職員の就業管理については、労働時間把握のため、全専任教職員にタイムレコーダーによる出勤時刻、退勤時刻の記録を義務付けており、所属長等管理監督者は、毎月「就業月報」に記載された出勤時刻、退勤時刻、出張の有無を把握して労務管理に活かしている。教育職員に関しては、授業時間が1限（9時開始）から5限（18時終了）までであることや、土曜日や祝日にも授業が開講されていることから、「岡崎女子短期大学教育職員の勤務に関する内規」を定めて、実態に合わせた対応が図られている。事務職員に関しては、時間外勤務制度や振替休日制度を取り入れ、勤務時間の多様化に対応している。労使で締結する36協定、及び就業規則の変更については、労働基準法に則り、労働者の過半数を代表する者との協定書、又は労働者の過半数を代表する者の意見を記載した書面を添付して労働基準監督署に提出している。

教職員の採用、昇任に関しては、就業規則に定められ、更に教育職員の採用及び昇任に関しては「岡崎女子短期大学教員資格審査委員会規程」により教員資格審査委員会を招集し、「岡崎女子短期大学教員資格審査に関する内規」及び「岡崎女子短期大学の審査に関する基準」に基づいて資格審査を実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

基幹教員には研究日が週1日確保されているものの、日々の研究時間の不足が課題である。引き続き業務と研究とのバランスを図る改善策を検討していく必要がある。また、指導補助者に関する規程の整備が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は、現状では 21,093.45 m²を擁している。本学の収容定員が 480 名であることから、設置基準上で求められる校地面積は 5,840 m²となるため、教育環境としての校地面積を充足している。

授業やクラブ・サークル活動等で使用するため、運動場（面積 3,611.81 m²）と体育館（3 階建て面積 3,815.13 m²）及び講堂として SK ホール（168.84 m²）を設けている。また、クラブ・サークル活動等での合宿場所として 4 号館（5 階建て面積 560.68 m²）を設けている。

校舎は、教育研究活動に支障のないように、教室として講義室 15 室、演習室 22 室、実習室 1 室、体育館 2 室、パソコン演習室 2 室を設置し、研究室として 16 室を設置している。校舎面積は、現状では 15,624.48 m²を擁している。設置基準上で求められる校舎面積は 4,350 m²であるため、短期大学設置基準の規定を充足している。

学生が交流、休息等に利用する場所として、屋内に学生ホール、ホワイエ、学生ラウンジを、屋外にはピロティ及び 2 号館と 6 号館の間にベンチを設置している。1 号館 2 階の学生ラウンジ及び 2 号館 4 階に学生が休息できる場所を設け、学生ラウンジには教育後援会から寄贈されたテーブル、クッション等を配置し、令和 7(2025)年度は新たに電源タップを整備した。2 号館 4 階にはソファが配置されている。また、学生が自由に利用できる交流スペースとして、5 号館 1 階にクラブハウスを設置し、クラブ・サークル活動等を中心に利用している。

身体障がい者への対応として、2 号館、及び 7 号館には出入り口に自動ドア、エレベーター、身体障がい者用トイレを設置している。また、6 号館入り口には自動ドアを設置し、6 号館内にある図書館入口はスロープと自動ドアを設置している。正門の階段には手すりを設置し、2 号館 5 階、3 号館 3 階、6 号館 2 階、及び 7 号館 1 階にレスキュースライダー（非常用階段避難車）を各 1 台設置している。

短期大学の CP に基づいて、学科の教育目標を実現するための物的資源は充足しており、講義室、演習室、実習室、体育館、パソコン演習室を設置し、講義、演習、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

基幹教員が研究活動を行う環境として個人研究室を確保しており、研究室内には机、椅子、情報機器、電話（PHS）、キャビネット、書架、ロッカー等を整備している。

本学に専門職学科は存在しないため、そのための施設は設置していない。

また、本学に通信課程は存在しないため、そのための施設は設置していない

講義室、演習室、実習室には CP に基づいて授業を行うためのマイク、DVD、プロジェクター等の視聴覚機器及びコンピュータの使用に対応したインターネット環境を次表のとおり整備している。OHC の設置がない講義室、演習室において、授業担当者が使用を希望する場合には、教務課から貸し出しを行っている。

表：各教室の機器・備品等一覧表

2号館

階数	教室番号	座席数	マイク	インターネット	DVD	スクリーン	プロジェクター	OHC
2階	2201	120	○	Wi-Fi	○	○	○	○
2階	2202	69	○	Wi-Fi	○	○	○	
2階	2203	69	○	Wi-Fi	○	○	○	
2階	2204	60	○	Wi-Fi	○	○	○	
3階	2301	120	○	有線	○	○	○	○
3階	2302	78	○	有線	○	○	○	
3階	2304	60	○	有線	○	○	○	○
3階	2305	60	○	有線	○	○	○	
4階	2417 (電子ピアノ室)	44		Wi-Fi	○	○	○	
4階	2418 (声楽室)	54	○	Wi-Fi	○	○	○	
5階	2501	120	○	Wi-Fi	○	○	○	○
5階	2502	60	○	Wi-Fi	○	○	○	
5階	2503	60	○		○	○	○	
5階	2504	60	○		○	○	○	
5階	2505	12		有線				
5階	2506	18		有線				
5階	2507	60			○	○	○	
6階	2601 (パソコン室)	54	○	有線	○	○	○	○
6階	2603 (パソコン室)	54	○	有線	○	○	○	

3号館

階数	教室番号	座席数	マイク	インターネット	DVD	スクリーン	プロジェクター	OHC
1階	3101 (美術室)	60				○	○	
1階	3102 (美術室)	60		Wi-Fi				
2階	3201	150	○	有線	○	○	○	○
2階	3202 (美術室)	55						

5号館 (体育館)

階数	教室番号	座席数	マイク	インターネット	DVD	スクリーン	プロジェクター	OHC
1階	5101 (小体育室)		○	Wi-Fi	○	○	○	
2階	5201 (大体育室)		○					

6号館

階数	教室番号	座席数	マイク	インターネット	DVD	スクリーン	プロジェクター	OHC
2階	6201	35			○			
2階	6202	105	○	有線	○			
2階	6203	39	○	有線		○		
2階	6212	257	○	Wi-Fi	○	○	○	○

7号館

階数	教室番号	座席数	マイク	インターネット	DVD	スクリーン	プロジェクター	OHC
1階	7101 (保育演習室)	48	○	Wi-Fi		○	○	
2階	7201 (調理実習室)	40						
2階	7204 (小児保健演習室)	40	○	有線	○	○	○	

図書館は、学科及び授業担当教員に、前後期2回、授業参考図書等図書の推薦を提出してもらい購入・整備に役立てている他、図書委員会や図書館担当の職員（司書）は、シラバスやカリキュラムを把握し、その内容に添った資料を収集し、教育研究上必要な資料を系統的に整備し学生へ案内をしている。

令和7（2025）年度末の岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館の蔵書数は、合計98,158冊、定期刊行物の種類は68種、内視聴覚資料数は3,668点、座席数は120席である。選書方針は図書館長が図書委員会へ諮問をして決定している。方針に基づき、図書館専任職員・業務委託図書館スタッフ（司書）が選定をし、図書館長の承認のもと排架をしている。また、不要図書は「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館資料管理規程」に基づき廃棄を行っている。

図書館では、相互貸借サービス（ILL）を利用し、文献複写や現物の貸借を、他大学間等で行っている。又、OPAC を利用し、横断検索等の結果、他大学図書館の利用を希望する者へは、紹介状を発行、あるいは受け入れを実施している。令和 7（2025）年度においては、短期大学間での利用希望は、依頼、受け入れともに無かった。

教室以外の場所で授業を行う場合に備え、図書館、ラーニング・プラザ、SK ホール、6104 室（hygge ともしだち広場）に Wi-Fi ルータを設置してインターネットが利用できる環境を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理に関する規程については、「学校法人清光学園経理規程」「学校法人清光学園経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人清光学園施設・設備使用許可規程」等の規程を含め整備している。

施設設備、物品の維持管理については、上記諸規程に則って実施されており、固定資産に関しては、財務課、大学総務課において減価償却台帳、固定資産台帳等を整備し適正に維持管理している。

防災対策として、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を作成している。また、全学生に本学作成の冊子「大地震初動マニュアル 学生向け」を配付し、南海トラフ地震への事前対応、発生時対応、避難場所等を周知している。さらに、OW ポータルから閲覧できる『学生生活ハンドブック 2025』pp. 30-33 にも防災情報を掲載し、学生への周知を図っている。

消防設備については業者による法定点検を年 2 回実施するとともに、地震による火災発生を想定した避難訓練を年 1 回実施しており、安否確認機能を搭載した「トヨクモ安否確認サービス」にて、一斉メール配信を行い、機能の確認を定期的に行っている。令和 7（2025）年度は、令和 7（2025）年 6 月 25 日に、全教職員及び学生参加による消火訓練、避難訓練及び通報訓練を実施した。併せて、消火器を実際に使用して初期消火訓練を行った。また、学内に「消火器・消火栓配置図、避難経路案内図」を掲示し、教職員の防火・防災意識を向上させるための取組みを行った。その他、避難訓練方法の再検討、自衛消防隊、緊急連絡網、帰宅困難者の対応、警備室との連携等、防災計画の見直しを図り、食糧備蓄もなされ、学園全体で防災意識向上に努めている。地域との防災連携として、平成 26（2014）年度に岡崎市と市内 4 大学、及び 3 短期大学との間で「大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定」を締結し、大規模災害時の本学施設の提供、災害時のボランティア活動等についての支援を行える体制を整えることと定められている。また、防災に係る施設整備としての耐震化については、平成 30（2018）年度に完了している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、ネットワーク経由での侵入を防ぐためにファイアウォール機器を設置している。このファイアウォール機器については、インターネットを利用した授業が増えたこと、及び学生の利用が増えたことから令和 3（2021）年

度に増強した。また、学内でのコンピュータウイルス感染を防ぐためのソフトウェアを学内全サーバー、及びクライアントに導入している。教職員の情報管理については、教職員に個別ログイン ID を設定することによってファイルサーバーへのアクセス権を設定し、データ保全を含めたセキュリティ対策を行っている。

省エネルギー及び光熱費削減のため、全教職員、及び学生に対し、節電等の意識向上に努めている。また、インフラの更新を計画的に実施している。空調では、令和 7（2025）年度は 2 号館 6 階の空調を更新した。教職員については、通年クールビズを実施している。その他、学内各所に節電を促すための掲示を行っている。照明では、空調同様、計画的に蛍光灯から LED への更新を行っている。令和 7（2025）年度は 2 号館 6 階パソコン教室、情報メディアセンター事務室、2 号館共用部の一部の更新を行った。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

短期大学生の利用促進と併行し、図書館におけるディスカバリーサービス機能を整備しながら、相互貸借サービスの利便性を享受できるようにする。本館所蔵資料の積極的な公開をし、他の短期大学図書館との協力を更に強めたい。また、経年劣化が見られる設備について順次更新が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科の CP に基づいて、技術サービス、専門的な支援並びに施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。情報処理学習に関連する教室として、パソコン演習室を2室有し、情報系科目はもちろん、非情報系科目でもコンピュータ使用が有用なものについて、十分な教育環境を整備している。

学生の情報技術の向上に関しては、学科の CP に基づいて、教養科目に情報に関する演習科目「情報基礎演習Ⅰ」「情報基礎演習Ⅱ」を置き、基礎的な情報リテラシーを基に応用技術の獲得を目指している。教職員に関しては、令和5(2023)年度に導入したWEB研修システム(e-JINZAI for university)を令和7(2025)年度も引き続き契約し、情報技術の向上に関するコンテンツをいつでも閲覧できるようにしている。

本学では、システム管理室が情報機器等について現況保守、保守計画の策定、投資計画の策定を行い、情報機器を用いる授業や学内事務システムの円滑な運用に資する情報機器設備、及び環境の整備と学生や教職員への情報活用支援やTA等の授業支援を行っている。令和7(2025)年度は、2601教室の中間モニターシステム一式を更新した。

技術的資源の分配については、仮想サーバーの導入、クラウドサービスの利用により、学外から学務システムの利用も可能としている。多様な社会のニーズに合致した情報機器を用いた授業ができるよう、常に見直しを図り、活用している。

CP に基づいて、パソコン演習室にはデスクトップパソコン54台、ノートパソコン54台を備えている。教職員に対しては1人に1台ずつコンピュータを配置し、教職員がコンピュータを専有できる環境を確保している。また、システム管理室が中心となって、教職員が授業や学校運営に活用できるよう、定期的に学内のコンピュータの整備を行っている。

学生の学習支援のために必要な学内LANについては、学科のCPに基づき整備している。学内LANは1Gbpsの基幹ネットワークで接続し、学内LANからインターネットへ接続できるようになっている。講義室7室、演習室4室、小体育室1室、ラーニング・プラザ、図書館、カフェテリア、学生ホールには無線LANの設備を、講義室5室、演習室7室には有線LANの設備を整備し、貸出用コンピュータや自宅のコンピュータを持ち込んでの利用も可能となっており適切に活用している。また、サーバー類やネットワーク機器等は、経年劣化を考慮し、定期的に更新を行っており、学外でのシステム利用のため、クラウド環境の整備も行い適切に管理している。

教職員は、インターネット、OWポータル(学生ポータル)、WebClass、Microsoft365(教育用クラウドサービス)等の情報技術を利用している。教員は、これらの情報技術を利用して効果的な授業を行い、職員は、教員との連携や日々の学生支援に関わる厚生補導の事務を遂行することにより短期大学運営に活用している。

特別教室として2601教室と2603教室の2つのパソコン演習室を整備している。2601教室にはデスクトップ型パソコン54台を、2603教室にはノートパソコン54台をそれぞれ設

置しており、通常のオフィス系ソフトを使用する授業が可能である。また、2417 教室（電子ピアノ室）には、グランドピアノ 1 台と電子ピアノ 45 台を設置し、音楽に関する授業で活用している。電子ピアノは全てネットワークを介してつながっており、学生がそれぞれの技能レベルに応じて個別に練習できるだけでなく、小グループで先生役と子ども役に分かれて弾き歌いを行う等、グループワークも可能な環境となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

新型コロナウイルス感染症が拡大した際に遠隔授業が導入され、その後も授業におけるインターネット活用、OW ポータルや WebClass、Microsoft365 を活用した授業が行われている。これらシステムの効果的な使用方法をすべての教職員が理解し、学習成果の獲得に繋げていく必要がある。全教室には、インターネット環境を整備していないが、必要に応じて無線 LAN 環境の拡大を検討する。また、教室の形態として、座学に対応したものが中心となっているため、グループワークの授業ができるような環境の整備を検討する必要がある。

ファイアウォールの老朽化及び保守費用の高騰に対応するため、必要な性能と費用を踏まえ、機器の仕様を見直す必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の過去 3 年間の資金収支は、令和 5 (2023) 年度△ 229,302 千円、令和 6 (2024) 年度△298,439 千円、令和 7 (2025) 年度△308,464 千円と支出超過が続いている。また、事業活動収支も、令和 5 (2023) 年度△385,620 千円、令和 6 (2024) 年度△433,130 千円、令和 7 (2025) 年度△556,940 千円と資金収支同様、支出超過となっている。

事業活動収支は令和 4 年度以降支出超過の状況にある。その理由としては 18 歳人口の減少、受験生の短期大学離れに加え、昨今の教育・保育系学科の人気低迷に伴う入学者数の急減による学生生徒等納付金(以下、学納金)収入及び補助金収入の大幅な減少が挙げられる。

令和 7 (2025) 年度末における貸借対照表の状況は、資産の部合計 6,033,494 千円(前年比△363,016 千円)、負債の部合計 557,381 千円(前年比+104,418 千円)、純資産の部合計 5,476,114 千円(前年比△467,434 千円)であった。貸借対照表に関する主要な財務比率である総負債比率は 9.2% (令和 6 年度全国平均 13.8%)、流動比率は 438.8% (同 259.2%) 前受金保有率は 2,504.5% (同 417.8%) といずれも全国平均を上回ってはいるが、流動資産としての現金預金は令和 4 (2022) 年度の 1,650,197 千円から令和 7 (2025) 年度 813,993 千円と急激に減少しており健全性が保たれているとは言えない状況である。

本学園は、大学、短期大学、付属幼稚園(3 園)及び幼保連携型認定こども園(1 園)からなっており、令和 7 (2025) 年度の資金収入(資金収支内訳表収入の部計)は、大学 300,047 千円、短期大学 351,894 千円、付属幼稚園(3 園合計) 423,962 千円、こども園 244,686 千円である。一方、資金支出(資金収支内訳表支出の部計)は、大学 459,915 千円、短期大学 546,373 千円、付属幼稚園(3 園合計) 411,262 千円、こども園 196,437 千円であった。このように、学校法人全体の収支に占める短期大学部門の割合は大きく、短期大学の財政が学校法人全体の財政に及ぼす影響は大きい。

短期大学の資金収支(資金収支内訳表収入の部計－資金収支内訳表支出の部計)は、令和 4 (2022) 年度△150,860 千円、令和 5 (2023) 年度△165,006 千円、令和 6 (2024) 年度△128,727 千円、令和 7 (2025) 年度△194,479 千円と支出超過が急速に進んでいる。また、事業活動収支も令和 4 (2022) 年度△261,228 千円、令和 5 (2023) 年度△306,465 千円、令和 6 (2024) 年度△258,730 千円、令和 7 (2025) 年度△337,885 千円と支出超過が続いている。日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」の「新会計基準に基づくフローチャート」により判定を行うと、学園の経営状態は濃いイエローゾーン(C2)であり、短期大学の存続を含めた学園運営は非常に厳しい状況となっている。また、令和 7 (2025) 年度に実施された文部科学省による学校法人運営調査では、直ちに適切な経営改善が必要な「集中経営指導法人」に当たると判断される結果となった。

退職給与引当金については、期末要支給額を基に、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の 100%を計上しており、目的どおりに引き当てられている。

資産の運用については「学校法人清光学園資金運用管理規程」をはじめとする諸規程に基づき、安全性を重視した運用を基本として、適正に実施されている。

各年度における教育研究経費の適正性は、学納金・補助金など年毎に得られる収入に対する割合としての「教育研究経費比率」で評価される。従来から、教育研究経費比率が20%を超えていることが、学校法人の教育研究活動の維持・発展のために適切な配当を行っているかを示す判断基準とされていた。令和7(2025)年度の実績教育研究経費比率は、学校法人全体で45.0%、短期大学で88.2%と高い値であった。この要因は大学・短期大学の学生数減による経常収入の減少であり、適正なバランスとは言い難いが、教育研究活動に支障のない経費は措置されている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、学校法人全体で施設関係支出75,662千円、設備関係支出18,614千円、うち短期大学は施設関係支出38,701千円、設備関係支出12,934千円であり、厳しい財政状況による限られた資金の中で必要に応じた適切な資金配分を行っている。

会計監査については、監査契約に基づき会計監査人（公認会計士）2名による監査を受けている。監査意見等は財務課長が監査記録に記載し、内部監査人、法人事務局長（財務担当理事）に報告しており、対応は適切である。

本学は、創設者本多由三郎先生が学園に遺贈されたものの一部と他の寄付金を基に、本多先生の偉業を偲び学園の発展と学術の振興に資するため、本多由三郎先生記念教育振興基金（以下、本多記念教育振興基金）を設けている。令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での経済的支援として、本多記念教育振興基金を原資に学生1人当たり20,000円の奨学金を支給した。それに伴う基金額減少への対応としては、令和3(2021)年度より新たに本多記念教育振興基金への寄付金募集を開始し奨学金財源の回復を図った。また、令和5(2023)年度の3月からは清光学園100周年記念事業寄付金の募集も開始しており、令和7(2025)年度末までの実績額は2,452,900円となっている。特定公益増進法人としての証明も受けており、寄付の申し込みがあった場合には、寄付者が税法上の特典を受けられる状態になっている。また、毎年、教育後援会、学友会、付属各園の後援会等から現物寄付を受領している。なお、学校債の発行はしていない。

令和7(2025)年度の入学定員充足率、収容定員充足率については短期大学全体で入学定員充足率59.5%、収容定員充足率60.2%であり、短期大学の全国平均、入学定員充足率74.1%、収容定員充足率73.2%(令和7年度数値)に比べ低い水準である。学科別では幼児教育学科第一部が入学定員充足率33.3%、収容定員充足率37.0%、幼児教育学科第三部が入学定員充足率98.8%、収容定員充足率88.3%であり、幼児教育学科第三部では全国平均を上回っているものの、幼児教育学科第一部においては全国平均を大きく割り込んでいる。

短期大学全体における令和7(2025)年度の実績収容定員充足率は、60.2%(前年度比△5.9%)、資金収入は、351,894千円（前年度比△14,636千円）となっており、収容定員未充足の進行により、学納金をはじめとする短期大学の収入額は急激に減少している。同年度における短期大学全体の資金収支は194,479千円の支出超過となっており、短期大学を含めた学園の財政状況は極めて厳しい状況にある。

学校法人及び短期大学は、経営改善計画・中期計画に基づき、毎年度の事業計画と予算を、算策定方針を示したうえで11月上旬から2月上旬にかけて関係部門の意向を集約し、3月

の評議員会、理事会において諮問、承認決定している。

決定した事業計画と予算については、年度当初速やかに関係部署に伝達し、適切な予算執行を指示している。

予算の執行にあたっては、経理規程等の諸規程に則り適正に執行している。

日常的な出納業務は、金額に応じた権限者の決裁を仰いだうえで円滑に実施しており、経理責任者を経て理事長に報告している

資産、及び資金（有価証券を含む）の管理運用については、「学校法人清光学園寄附行為」「学校法人清光学園理事会規程」「学校法人清光学園経理規程」「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人清光学園資金運用規程」等に則り、固定資産台帳、現金出納簿等の各種帳簿に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

月次試算表は、前月分を作成し、毎月中旬頃までに財務課長を通じて法人事務局長（財務担当理事）、理事長に報告されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学の将来像について、本学園は、保育・幼児教育分野に特化することで本学の強みを活かした学園づくりをしていく方針を明確にしている。令和 4（2022）年 3 月 16 日開催の第 337 回理事会では、10 年、20 年の長期を見据えた学園の使命を明確にし、建学の精神に基づくビジョン（5 年後のありたい姿）を共有しておくことが必要であるとの考えの下、「Seiko G PLAN 2022-2026」が策定された。令和 5 年度以降はこのプランに基づき年次計画を策定し、大学、短期大学、幼稚園、こども園の各部門が自ら PDCA を回している。この「Seiko G PLAN 2022-2026」については、毎年度担当部署で振り返りを行い、学長室会議、大学・短期大学運営会議、大学運営協議会を経て理事会に報告されている。このように、学園の将来像は明確であり共有も図られている。

本学の強みは、長年にわたる幼児教育・保育士養成分野での実績、質の高い教育、卒業生に対する保育現場や地域社会からの高い評価である。数年前までは保育職への人気も高く順調に学生募集を進めてくることができたが、18 歳人口の減少に加え昨今の受験生の短期大学離れや教育・保育職人気の低迷も重なり、幼児教育学科第三部では定員に近い入学者を確保出来ているものの、幼児教育学科第一部における入学者は入学定員の 5 割を大きく割り込んでいる。単科の短期大学である本学にとって、教育分野の人気変動により短期大学の財政状況が大きく左右されてしまう点が最大の弱みであり、今後は幅広い分野から入学生を確保することが求められる。令和 8（2026）年度の入学生からは男女共学化も決定しており、現在学内において新たな入学生確保に向けた様々な対応策を検討し実行に移している。

学生数減への対応としては、令和 5（2023）年度に令和 7 年度以降の入学生について、幼児教育学科第一部の入学定員を 172 人から 120 人へ削減し、併せて令和 6 年度実施分からの入学検定料の値下げ、翌年度推薦入試におけるオープンキャンパス利用入試の創設、エントリー制度の導入等を決定した。さらに、令和 8（2026）年度入学生からの入学金の値下げ、男女共学化及び校名変更を決定し、新たな志願者層の開拓にも努めている。しかしながら、幼児教育学科第一部の入学者減には歯止めがかからず、令和 7（2025）年度においては、更に令和 9（2027）年度以降の入学定員を 120 人から 70 人へ変更することを決定した。また学納金については、経営を改善する取組みとして令和 8（2026）年度入学生から幼児教育学科第三部の学納金を改定、値上げすることを決定している。

教員については「短期大学設置基準」「教育職員免許法」による教員配置基準に沿った配置がなされている。採用計画についても定年退職や雇用期間満了等による退職予定者を事前に把握し、必要に応じた補充を行っている。事務職員については、人件費削減の観点から事務組織の変更、業務内容等を考慮し、派遣職員を採用する等、適宜適切に対応しており人事計画は適切である。令和 7（2025）年 4 月現在、教育職員は岡崎女子短期大学 15 名、事務職員は法人部門の職員を合わせて学園全体で 23 名の専任配置となっている。

施設設備の整備計画については、理事会において決定された財務状況改善に向けた中期的な計画（経営改善計画）の中で年次計画が示されており、支出超過の現状に鑑み、施設老朽化への対応・施設設備の整備（更新）等については最低限の内容に止め、特定年度に支出が集中しないようバランスのとれた計画案となっている。

外部資金の獲得に関しては、教員にも外部資金獲得の意識を高めてもらうよう、研究支援室を通じ、全教員に対して外部資金獲得に向けた情報提供や支援を実施している。中心となる科学研究費助成事業（科研費）の令和 7（2025）年度交付額は、短期大学で 170 万円（申請 1 件、新規採択 0 件、継続 3 件（分担含））となっている。また遊休資産の処分等については、令和 7（2025）年 12 月 23 日開催の第 361 回理事会において、岡崎市中町東丸根の土地 4 筆についての売却を決定しており、他の遊休資産についても支払資金確保に向けた売却（現金化）の検討を進めている。

短期大学全体、及び学科・専攻毎の適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスについては、上記「基準Ⅲ-D-1」の現状で記載したとおり令和 7（2025）年度の収容定員充足率が短期大学全体で 60.2%、学科別では幼児教育学科第一部 37.0%、幼児教育学科第三部 88.3%である。これに対し、同年度の資金収支は、短期大学全体で 194,479 千円の支出超過、学科別では、幼児教育学科第一部 162,962 千円、幼児教育学科第三部 31,517 千円の支出超過となっており、収容定員充足率と収支結果との間には一定の相関関係がみられる。学科毎の収支では、上述の通り幼児教育学科第三部では若干の支出超過に留まっているものの、幼児教育学科第一部においては大幅な支出超過となっている。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、まず、毎年度の事業計画及び予算について、3 月に開催される評議員会、理事会での審議、決議を経て、4 月上旬に大学・短期大学運営会議、事務局管理職連絡会議を通じて教職員に報告し、各予算管理部署に予算の示達を行っている。また、決算については、監事監査報告を受け、5 月に理事会決議、評議員会報告を行い、予算と同様に大学・短期大学運営会議、事務局管理職連絡会議において報告を行っており、経営情報の公開と危機意識の共有は図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学校法人全体の収支状況は、令和 4（2022）年度決算において支出超過に転じて以降、急速に悪化しており、その早期解消が本学の存続に向けた喫緊の課題となっている。令和 7（2025）年度に実施された文部科学省の学校法人運営調査の結果、「集中経営指導法人」として、直ちに適切な経営改善に取り組むことが求められた。今後は、日本私立学校振興・共済事業団の指導を受けながら「経営改革計画」の策定を進め、施設設備計画、保守委託契約及び人件費等の見直しによる経費削減に取り組む。また、特に幼児教育学科第一部の入学生確保による学納金収入の回復を図るとともに、学納金の改定についても検討する。さらに、

経営情報を共有し、経営状況に対する共通認識を形成するため、教職員を対象とした説明会を開催する。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

1. 人的資源について

科学研究費の新規採択及び外部研究費の獲得に向けて、科学研究費申請者を対象とした専門業者による個別面談及び申請書類のレビューを希望者に対して実施し、令和 7 (2025) 年度も継続して実施した。

2. 物的資源について

令和 2 (2020) 年度に、学内の水銀灯をすべて LED 化するとともに、電話交換機を更新した。防災設備については、令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度の 2 年間にわたり、すべての更新を行った。2 号館空調設備については、令和 4 (2022) 年度に 1 階及び 4 階、令和 5 (2023) 年度に 5 階及び SK ホールの更新を行った。また、主な教室の蛍光灯を LED に交換し、令和 6 (2024) 年度には体育館に空調設備を新設した。

その他の施設設備についても、財政状況を踏まえて整備計画を見直すとともに、プロジェクトチームが決定した優先順位に基づき、担当部署において整備を進めた。令和 6 (2024) 年度には保育演習室が完成し、授業等での使用を開始した。令和 7 (2025) 年度には、大学における中学校・高等学校教員免許状の取得に向け、トレーニングジム室の整備を開始した。

3. 技術的資源をはじめとするその他の教育資源について

インターネットを利用した授業及び学生による利用の増加に対応するため、令和 3 (2021) 年度にファイアウォール機器を増強した。また、OW ポータル (学生ポータル) 及び LMS (学習管理システム) の利用に伴う通信量の増加に対応するため、令和 5 (2023) 年度にインターネット環境の増強を実施した。その後も、ネットワーク機器等の定期的な更新を行っている。

4. 財的資源について

前回の課題として挙げた学生数の確保については、令和元 (2019) 年度に大学で 335 人、短期大学で 717 人あった学生数が、令和 6 (2024) 年度には大学が 213 人 (122 人減)、短期大学が 386 人 (331 人減) となり、全体としては令和元年 (2019) 年度比△453 人と大幅に減少している。令和 6 (2024) 年度には新たな入試制度を導入し改善を試みたが、令和 7 (2025) 年度の学生数も大学が 198 人、短期大学が 320 人となり、学生数の減少に歯止めをかけるには至らなかった。令和 7 (2025) 年度の決算内容から算出される「損益分岐学生生徒数」は、大学が 300 人、短大が 459 人であり、実員と比較して、大学では 102 人、短大では 139 人が不足している。定員充足率を確保するため令和 5 (2023) 年度には、令和 7 年度以降の入学生について、幼児教育学科第一部の入学定員を 172 人から 120 人へ変更し、更に令和 7 (2025) 年度には令和 9 (2027) 年度入学生から入学定員を 70 人に変更することを決定した。

人件費に関しては、令和元 (2019) 年度に実施した通勤手当の改定などにより、学園全体の人件費比率は令和元 (2019) 年度 66.6%から令和 3 (2021) 年度 64.7%と一時的に改善された。また、教職員の入れ替わりによる人数減に加え、教員が担当する授業の基準コマを 6 コマから 7 コマに見直し、非常勤教員数を減員した。しかしながら、学生数の減

少に伴う収入減が影響により、令和 6（2024）年度の人件費比率は 75.8%となっている。令和 6（2024）年 2 月には、理事会において役員報酬の額を現行の 2 分の 1 とする役員等報酬支給規程の改正を決議し、同年 3 月支給分より適用した。

学納金については、経営を改善する取組みの一環として令和 8（2026）年度入学生から幼児教育学科第三部の学納金を改定した。その他の経費に関しても、無駄な経費の削減、費用対効果を考えた効率的な予算執行を常に教職員に呼びかけ、財政の安定化に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 人的資源について

基幹教員には研究日が週 1 日確保されているものの、日々の研究時間の不足が課題である。今後も、業務と研究とのバランスを図るための改善策を検討する。また、指導補助者に関する規程を整備する。

2. 物的資源について

財政状況を踏まえて施設設備整備計画を見直しながら、経年劣化が見られる設備を優先順位に基づいて順次更新する。また、図書館におけるディスカバリーサービスを整備し、文献探索及び相互貸借サービスの利便性向上を図る。

3. 技術的資源をはじめとするその他の教育資源について

学内における無線 LAN の利用状況及び接続環境を点検し、必要に応じてアクセスポイントの増設等による利用環境の拡充を検討する。

ファイアウォールの老朽化及び保守費用の高騰に対応するため、情報セキュリティ機能の強化を踏まえて機器の仕様を見直し、保守費用の低減を図るとともに、安全かつ安定した教育研究環境を整備する。

4. 財的資源について

財的資源については、事業活動収支の改善が最優先の課題であり、そのためには、人件費及び経費の削減と学生の確保が必要である。当面は、損益分岐点となる人数以上の学生を確保することを目標とする。学生募集に関する取組の効果を検証し、必要に応じて入学者選抜制度及び募集活動の見直しを行う。

人件費については、教職員数、平均年齢、給与体系、給与水準等の諸要因を分析し、その適正化を進める。経費については、無駄な支出の抑制及び費用対効果を踏まえた効率的な予算執行を継続するとともに、委託契約の見直し、賞与支給率の変更等による更なる削減に取り組む。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長（令和元（2019）年 5 月に就任）は、本学教員としての勤務経験（昭和 49 年 4 月～平成 19 年 3 月）があり、平成 29（2017）年 4 月から令和 5（2023）年 3 月までの 6 年間、学長としても在位した。建学の精神・教育理念、教育目的・目標について、創設当初からの歴史的経緯を深く理解し、学園の発展に寄与できる者であり、学校法人の運営全般に亘りリーダーシップを適切に発揮している。また、創設者本多由三郎先生の清光忌を毎年 7 月に行い、学園の沿革、建学の精神、職員の行動憲章、岡崎女子短期大学の使命と目標について述べる等、日頃からこれらの学園の理念等について教職員に周知させている。

本学園では「私立学校法」、及び「学校法人清光学園寄附行為」に定められているとおり、理事長が本法人を代表し、その旨の登記を行い、その業務を総理している。組合等登記令第 3 条に従い、変更が生じた時は 2 週間以内に変更登記を行っている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会は、「学校法人清光学園寄附行為」に基づき理事長が招集し、開催日の 7 日前までに書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、その日時は理事、監事が原則として全員出席できるように予め調整したうえで決定し、「学校法人清光学園寄附行為」により理事長が、議長を務めている。理事会は、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、法令を遵守し適切に運営を行っている。学校法人の業務は、「学校法人清光学園 理事会規程」による付議事項について審議決定されている。また、各理事は学校法人のために善良なる管理者の注意義務をもって職務に専念し、忠実に義務を履行するとともに、令和 7（2025）年 10 月 10 日制定の「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ガバナンス・コード【第 2 版】」に基づき、理事会による理事の職務執行の監督がなされている。

理事会は、短期大学が継続的に教育の質を改善するための内部質保証体制を整備・監督する役割を果たし、認証評価の結果に対する最終責任を負っている。

理事会は、短期大学の発展のために、学内の情報として、常任理事会、大学運営協議会、教授会、大学・短期大学運営会議等学内での審議・協議内容を収集している。また、学外の情報としては、競合する大学の動向や社会状況の変化に対する情報のほか、文部科学省、私学事業団をはじめとした監督官庁からの通知文書、統計資料、日本私立大学協会、日本私立

短期大学協会、関係団体からの資料、さらには紀伊國屋、丸善、リクルート、ベネッセ等、関連企業が提供する資料など、必要な情報を幅広く収集している。

理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることについて、法人運営の最終責任は理事会にあること、理事は個人としても法的責任を負うこと、法令遵守とガバナンス確保が理事会の役割であること、大学の公共性に対する責任を負っていること、を認識している。また、これらの責任は、法令及び寄附行為に基づき適切に法人運営を行う義務を伴うものである。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の整備について、法人運営においては、「学校法人清光学園寄附行為」「学校法人清光学園理事会規程」「学校法人清光学園常任理事会規程」をはじめとし、その他人事労務関係規程、財務関係規程等を整備している。また、短期大学運営では、学則、教授会規程を中心に整備が図られている。令和7(2025)年度の主な規程整備内容としては、「学校法人清光学園寄附行為」、「岡崎女子大学学則」、「岡崎女子短期大学学則」の変更、及び大学・短期大学の名称変更に伴う各種規程の改正等である。

理事会は私立学校法及び文部科学省令(私立学校法施行規則)に則り、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制等の整備に関し、本法人の基本方針「内部統制システムの基本方針」(令和7年10月10日理事会決議)を定め、それに基づき必要な体制整備をしている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

理事は、「私立学校法」及び「学校法人清光学園寄附行為第7条(理事選任機関)」の規定に基づき、評議員会を理事選任機関とし、「学校法人清光学園寄附行為第8条(理事の選任)」に基づき、適切に選任されている。

理事の選任にあたっては「学校法人清光学園寄附行為」により、評議員会が理事選任機関となっている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

学園を取り巻く環境の悪化と、それに伴う短期大学運営上の厳しさが増しており、それらを乗り越えていくために、教職員との意思疎通をより緊密にし、学園及び短期大学の抱える諸課題に取り組んでいくことが必要である。具体的には、学生募集方策、収支バランスの改善計画の立案と実施を、教職員の理解を得つつ、着実に決定・推進していく。令和8(2026)年1月9日に文部科学省私学部参事官による学校法人運営調査が行われ、令和8年3月6日付7文科高第1890号の通知により、「集中経営指導法人」と判断された。文部科学省からの「指導事項」「助言事項」につき、理事会等にて報告・審議の上、学校法人として一体感を持って改善に取り組んでいくことが急務である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長の職務に関しては、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程第4条」において、「学長は学部・学科や教授会等に対して適切なリーダーシップを発揮する」と定められており、教学運営者の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長の資格は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長選考規程第5条」において、「学長の選考は、学の内外を問わず、人格が高潔で学識に優れ、教育行政に秀でた識見と豊かな経験を有するもののうちから、行わねばならない」と定められており、学長は規程に基づいて選任されている。

学長は、建学の精神に基づき、昭和40年開設以来培ってきた歴史と伝統をさらに維持すべく、持続的発展に向けて努力している。特に大学全入時代の社会変化に伴う大学改革についてはリーダーシップを発揮し、短期大学の教育研究の向上充実に取り組んでいる。

学長は、学生に対する懲戒の手続きについて「学則第47条」及び「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学生懲戒規程」に定めている。

学長の職務に関しては、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程第2条」において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている。学長は適切な補佐体制を持ち、誠実に校務をつかさどり、学部や教授会等に対して適切なリーダーシップを発揮し、全学的な視点から所属職員を統督している。

学長は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長選考規程」に基づき選任され、教学運営の職務の遂行にあたっている。

学長は、教授会の構成員に教授会規程の詳細（教授会で審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項等）を説明し、周知している。

学長は、前述の記載のとおり教授会を開催し、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③その他教育研究に関し学長が定める重要な事項（1. 教育課程の編成、2. 教員の教育研究業績の審査、3. 三つの方針の改正）について、教授会の意見を聴いた上で決定している。また、「岡崎女子短期大学教授会規程第9条第2項」では、学長がつかさどる教育研究に関する事項（1. 学生の賞罰及び除籍に関する事項、2. その他学長が求める事項）について審議し、学長の求めに応じて意見を述べる事ができることが定められている。教授会の構成として、「教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する」と規定し、但し書きにおいて、「必要のある場合は、その他の職員を加えて意見を求め、発言させることがある」と規定している。

学長は、「岡崎女子短期大学教授会規程」に基づき毎月定例の教授会を開催し、必要に応じて臨時の教授会を開催している。併設している岡崎女子大学と合同で審議すべき教育研究に関する重要な事項がある場合には、「大学・短期大学運営会議規程」に基づき審議を行っている。

教授会に関する事務は教務課が担当しており、教務課職員が出席し、議事録を作成、保管している。

教授会は、中心的課題である教育の質の保証における学習成果とアセスメント、学士課程教育の三つの方針について、各学科での点検を踏まえて共有している。

委員会等については、教務委員会、学生委員会、入試募集委員会、キャリア支援委員会、図書委員会、実習委員会、自己点検・評価委員会、教職課程委員会、IR推進室、FD委員会、研究支援室・研究倫理委員会、研究紀要編集委員会、子ども好適空間研究所、リカレント教育推進室、危機管理会議、衛生委員会、人権問題委員会、学生支援ネットワーク会議が設置され、委員会規程等が制定されている。また、学長は、各委員長等を指名し、各委員会等はそれぞれ適切な運営が成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は「学校法人清光学園寄附行為」に基づき、評議員会の決議により適切に選任されている。

監事は、「学校法人清光学園寄附行為第 29 条(監事の職務)」及び「学校法人清光学園監事監査規程」に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況等について、監査している。

監事は、理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行について意見を述べている。

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案については、それ以前に開催される理事会において内容を確認している。また、書類その他文部科学省令で定めるものについては、評議員会開催の 1 週間ほど前に送付する資料により調査している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内（6 月下旬）に理事会及び評議員会に提出している。令和 7（2025）年度決算に関する三様監査（監事、会計監査人、内部監査人との情報共有）は、令和 8（2026）年 5 月に実施予定である。

監事は学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。また、私立学校法及び私立学校法施行規則等の関係法令を踏まえ、それらに準拠して制定された本学園寄附行為及び監事監査規程に基づき、本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況等について監査を行っている。

<参考>

表：令和 7（2025）年度監事監査業務

監査日程	主な内容	備考
令和 7 年 5 月 7 日	令和 6 年度における業務監査、会計監査、決算内容の確認、及び改善を要する事項等の協議	公認会計士、内部監査人同席（三様監査）
令和 7 年 5 月 28 日	令和 6 年度監事監査報告書 深津茂樹監事、三嶋敦監事	
令和 7 年 5 月 30 日 6 月 10 日 8 月 21 日 10 月 10 日 12 月 23 日 令和 8 年 1 月 23 日 2 月 17 日 3 月 30 日	理事会・評議員会に出席し意見を述べる	

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員は、「学校法人清光学園寄附行為」に基づき、令和 7（2025）年 6 月 10 日開催の評議員会において、この法人の職員のうちから選任した者 2 名（1 号評議員）、この法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任した者 1 名（2 号評議員）、学識経験者のうちから選任した者 5 名（3 号評議員）、合計 8 名が選任された。しかし、3 号評議員の中に本学園の教職員が 2 名含まれていることで 1 号評議員の 2 名と合わせると 4 名となり、評議員定数の 1/3 を超え、私立学校法に抵触する状況であると、令和 8（2026）年 1 月 9 日に実施された学校法人運営調査の面談時に調査委員より指摘があった。そのため、令和 8（2026）年 2 月 17 日開催の評議員会において評議員 2 名の選任（2 名辞任）を行い、是正した。その結果、現状においては、評議員は寄附行為に基づき適切に選任されている。

評議員会は、「私立学校法」及び「学校法人清光学園寄附行為」に基づき、理事の 7 名を超える 8 名をもって組織している。

評議員会は、「私立学校法」及び「学校法人清光学園寄附行為」の規定に基づき、適切に招集されている。また、学校法人の業務、財産の状況及び役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、その諮問に答えている。

評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識し、私立学校法及び私立学校法施行規則等の関係法令を踏まえ、それらに準拠して制定された本学園寄附行為に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人は、「学校法人清光学園寄附行為寄附行為」に基づき、評議員会において適切に選任されている。

会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施している。監査は令和 7（2025）年 11 月～令和 8 年 5 月にかけ、延べ 130 時間行われた。

会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成している。令和 7（2025）年度決算以降に関する会計監査報告書については、監事及び理事会に提出する予定である。

会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識し、監査契約に基づき、私立学校法及び私立学校法施行規則等の関係法令を踏まえて監査を実施している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

令和4（2022）年度決算以降の支出超過により、文部科学省から集中経営指導法人と判断されたことから、経営改革計画の着実な実施と進捗管理が課題である。今後も、理事会及び評議員会等における財務状況や改善状況の共有、監事及び会計監査人との連携を継続し、経営改革計画の進捗を法人全体で点検していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

本学は、「学校教育法施行規則」の規定に基づき、また社会的責任を果たすために積極的に教育情報を Web サイトで公表している。公表の内容は、①大学の教育研究上の目的に関すること、②教育研究上の基本組織に関すること、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること、④入学者に関する受入れの方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること、⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること、⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること、⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することである。また、「私立学校法」に定められた情報として、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤役員名簿、⑥寄附行為、⑦監査報告書、⑧役員等報酬支給規程を公表・公開している。さらにデータベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通の仕組みとして構築されている大学ポートレート（日本私立学校振興・共済事業団）を活用し、大学の情報、学生情報、教員情報、特色、取組事項等を Web サイトで公表・公開している。

本学は、日本私立短期大学協会「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」【第2版】に準拠した「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ガバナンス・コード」を制定し、「中期計画の策定と実現に必要な取組み」「社会的責任」「理事会の役割」「評議員会の役割」等を明確化し、Web サイトに公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回令和2（2020）年度の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画（改善計画）及び実施状況は次のとおりである。

1. 理事長のリーダーシップの課題についての改善計画の実施状況

私立大学研究ブランディング事業に採択され、「子ども好適空間研究拠点」として研究活動を推進してきた。その成果を継承・発展させるため、令和3(2021)年3月に「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学子ども好適空間研究所」を設置し、同年5月にはオープニングセレモニーを開催した。研究活動の組織的な推進体制を整備するとともに、地域社会への研究成果の還元を進めている。学内資格として子ども好適空間ナビゲーター(通称:ヒュゲナビ)、オカタン子どもサポーター(通称:オカサポ)を創設した。

現代ビジネス学科は、令和4(2022)年4月に学生募集停止をして令和5(2023)年3月に廃止した。

2. 学長のリーダーシップの課題についての改善計画の実施状況

アセスメント・ポリシーは、平成30(2018)年度末に策定し、令和4(2022)年度に一部改正を行った。改正後のアセスメント・ポリシーは令和5(2023)年度卒業学年から適用している。アセスメント・ポリシーに基づき、学習成果の把握及び可視化に取り組み、学長のリーダーシップの下、教育の質保証につながる教学運営を行っている。

3. ガバナンスの課題についての改善計画の実施状況

学校教育法及び私立学校法の一部改正に対応するため、寄附行為の変更を行い、令和2(2020)年4月1日から施行した。さらに、理事及び評議員の定数の見直し並びに収益事業に関する規定の削除を内容とする寄附行為の変更について、令和3(2021)年2月26日付で認可を受け、同年4月1日から施行した。また、理事会の機能強化及び役員の責任体制の明確化を図るため、従来の理事(教学担当)、理事(財務担当)に加えて、理事(保育事業担当)を配置し、ガバナンス体制の充実を図った。さらに、令和7(2025)年4月1日に施行された改正私立学校法に対応し、寄附行為の変更及び関係規程の整備を進めるとともに、変更後の寄附行為等に基づき、理事、監事、評議員及び会計監査人を選任した。

情報公開については、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、寄附行為、事業報告書、財務書類、監査報告書、役員報酬等の支給基準等を本学ウェブサイトで公表している。

また、本学園が今後進むべき方向性を明らかにし、教育の質保証及び大学経営の質保証にわたる中期計画として、令和4(2022)年度に「Seiko G PLAN 2022-2026」を策定した。同計画については、毎年度、進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげている。令和8(2026)年度は、5年間にわたる計画の総仕上げと成果の評価を行うとともに、次期中期計画の策定に向けた準備を進める年度として位置付けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 理事長のリーダーシップの課題についての改善計画

令和4(2022)年度決算以降の支出超過を踏まえ、経営改革計画の着実な実施と進捗管理を、法人運営上の重要な課題として位置付ける。経営状況及び改革の進捗について教職員に説明・共有する機会を設け、意見の把握に努めるとともに、教学と経営の両面における改善を継続的に推進する。

2. 学長のリーダーシップの課題についての改善計画

アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の把握及び可視化を継続するとともに、全

学的な評価項目の見直しを検討する。点検・評価によって得られた結果を教育課程、学生支援及び教員組織の改善に反映し、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントの一層の強化に取り組む。

3. ガバナンスの課題についての改善計画

理事会及び評議員会等における財務状況や経営改善の進捗状況の共有、並びに監事及び会計監査人との連携を継続し、経営改革計画の進捗について法人全体で継続的に点検する。